

らう。

二、各官廳の印を偽造し又は偽印を使用したるもの。

各官廳とは大藏省内務省といふは勿論、地方府縣廳より、苟くも國家を代表する役所でさへあれば、悉く官廳といふて差支ない之れ行政法上の腦を以て説かねばならぬ、市町村は法人であつて、行政官廳とは聊か違ふ點もあるが、若し内務省あり大藏省あり又た農商務省あり中央官廳より府縣廳に中央行政事務を依頼し、府縣廳より、郡役所を経て、順次町村役場に囑托にあつた、中央行政事務の爲め、市町村長が其職を行ふに使用する市町村長の印あれば、之をも官印といふので、左あきだに法人の資格として公法人で、公吏である以上は、どちらの方面より觀察しても矢張官印とある、されば官印であるか否いかと區別するには、其取扱ふ事務が、國家の事務であるか、其官吏が一人の資格の事務である

かを識別すると、それから必ず公吏が官吏であつてはならぬ事との二つの事を調べるが肝要で議員などは官吏でも公吏でもないゆへ、官印とはならぬ。

三、産物商品書籍什器等に押用する記號印章を偽造し、又は使用したるもの、

農商務省の主管に屬して居るもので、産物や商品に檢印する事がある、其檢印を偽造する事を産物商品に關する記號印章といふ、又た書籍什器に押用する記號印章とは、各官廳備付の器物や書籍に、ペーパーを貼つたり、焼印を押す事がある、それを偽造する事で、何れも犯罪となり、産物商品に關するものは輕懲役、書籍什物に關するものは重禁錮とある。

四、官印を盗用したるものゝ處分

盗用の事は前きに一言した通りで、其職に在らざるものが、不正に押捺する事である、で盗用は偽造したるものよりは一層罪を軽くして、前へ述べたるものより、各一等宛を減じてをる、但し其官印を預つて監守してあるものが盗んで押せば、偽造したるものと同罪、盗用でも一等減じられぬ。

五、官の發行せる印紙、郵便切手葉書を偽造したるものゝ處分印紙には訴訟印紙收入印紙の區別あるも、官の發行に掛るものゝれば、どんな種類の印紙でも、罪とある郵便切手葉書も勿論で、一年以上五年以下の重禁錮と五拾圓までの罰金を取られる。

六、印紙再貼用の罪

一度使つた印紙に消印のあいのを幸ひに、二度使ふ事を再貼用といふので、これは世の中に犯すものは澤山ある、收入印紙も郵便切手も消印が薄く押されたとき、又は、郵便局で急いだ爲め、消

印を他の場所に押した消印とあらざる場合を以て、狡猾のものは二度貼用する、こんなものは、僅かの事にも懲心をして罪を犯すのであるゆへ、悉しく罰金を徴收して懲らしめる、刑法は即ち貳拾圓までの罰金を附加した。

一度使用しても消印のあい内は、一度が二度でも、罪とあらぬといふ人もあれど、これは少し通らぬ議論と謂はねばならぬ、印紙といふものは、手数料徴收の目的か、左もあくば租税の性質を帯びて居るもので、消印のあいを幸に二度でも三度でも使つてよいとあれば、國家が税を課した目的に反するゆへ、消印あかりしとはいへ、二度使へば再貼用で充分罰する事が出来るのである。

七、官印偽造の未遂罪

一体再貼用や書籍什物に押すペーパーなどを偽造したからとて、輕罪であるゆへ、未遂罪は問はずとも宜しいのであるが、苟くも

官の發行に係るものゆへ、事少ありと雖も、未だ遂げざる場合に於ても之を罰する、但し本刑よりは一等又は二等を減ずるは當然である。

八、官印偽造罪の實例

一、古印紙の消印を洗ひ、切れたのを繼ぎ合せて使用せしもの古印紙の消印を洗つたからとて、變造とはあらぬ、又た繼ぎ合をしたからとて、古有の印紙あれば、偽造ともあらぬ、つまりは場合によつて、再貼用位のものである、ゆへに其情を知つて之を賣買しても、使用罪といふ事能はず。

二、印鑑簿は文書ありや印章ありや

之は其役所に備付ける帳簿あれば、即ち文書である、故に其印鑑簿にある印影を塗抹して更に偽印を押捺したる所爲は印影の偽造であく、官文書の變造罪である

三、伊勢の曆の印章を偽造したるもの

曆の出たるは伊勢の神宮司廳にて、之は一々の役所である、神官敎院とは違ふ、それゆへこれを偽造すれば矢張り官印偽造の罪である。

四、官吏の認印は私印ありや官印ありや

其官吏が職務の爲めに使用する印あれば、職印であるうが認めであるうが、それは官印である。即ち官印とは官署の印と、官吏の印との二つを含んで言つたのである。

五、郵便局の日付印は何ありや

之れは内部の便宜の爲め其日の内でもイ便ハ便とするやうなもの、發表した以上は、公私共に證據ともあり、又た局の公に使用する印あれば、官印あり。

六、官印を盗んだばかりで、使用せざるもの
 偽造の方あれば使用せずとも有罪なれど、盗用とは、盗捺使用
 といふ事、即ち盗んで捺して、而して使用せざれば罪とあらぬ
 のでゆへ、盗用んだのみでは無罪、しかし其代りに他人の盗ん
 だものでも之を使用すれば、盗用とある。

第三章 文書偽造の罪一般の説明

文書の偽造といふ事に付ては、一應文書偽造とは其本来をんなるもの
 あるかを、善く讀者に紹介しておく必要あるうと思ふ、そして此事
 は餘程詐欺取財と密着した關係あるゆへ、よくく腦裏に納めては
 しい。

文書は吾人が口頭以外に意思を表示する機關である、此文書に依つ
 て、證明しようとする所の事實を詐る行為であれば、他人を欺いて、

文書中に表はれたる事實を眞實かの如く誤信せしむるの意思と、其
 文書中に虚偽の事柄を記載したる文書の作成とが必要で、又た他人
 を害しようとの意思も必要である、日本刑法の下では、先づ此の主
 義で説かねばならず、此主義によつて見ると文書偽造罪とあるのは
 事實の眞相を詐つた文書を作成するか、又は眞正の文書中の事實を
 詐る爲め、其文書を増減變換する事、其文書を作成し増減變換する
 事柄は、後日の争とある事實即ち證據とある肝要の箇所を詐る事と
 其れが爲め屹度他人に害を加ふる事、又た害を加へようとする意思
 のある事と、以上揃つて居なければ、文書偽造罪とはあらぬ、之れ
 は官文書にも私文書にも通ずる肝要の事である。
 偽造變造といふ事は、貨幣偽造罪の場所で一通り説いた心算である
 が、尙も解りよく説かうに、こゝに普通の借用證が一通あつたとす
 る、三百圓のものを債權者が惣張つて三を五に直して知らぬ顔をし

期日に至り、五百圓の請求するは變造であつて、又た別の證書を作つて、五百圓であるといふは偽造である、元來借用證は債務者の認められるもので、債權者は債務者の許しがなければ、自分で書くといふ事はない筈、即ち其書く資格がない、又た全く何の貸借もあきに、貸しのあるやうに借用證書を作成するも、全く偽造である。資格のあるものが、偽造する事もある、商人の帳簿は、或る場合に其れのみにて證據とあるそれを附込んで、自分の帳面を直して、計算期のときに多く取ろうとする悪商人がある、こんあものは自分の帳面を自分が直しても、文書偽造罪とある。よくある問題で、公證役場や其他の官吏の前で、一私人が不實の事を陳述しそして公の文書を作らしめるとき其官吏や公證人も偽造罪とあるかとの問題、成る程官吏や公證人は、其文書を作成する職務資格はある、在るには相違ないが、一私人より不實の事を告げられ

不實といふ事を知らなければ、文書偽造の捲き添とあるの法はあい明文あき限りこんあ場合の官吏は公證人は無罪としなければならぬ。上に述べた事を一口に言へば、文書に憑り其證明せんと欲する所の事實の眞實を偽つて、そして害を生せしむるの行爲を文書偽造罪とはいふのである。土地質買證あきでも、何坪を賣つたとあるを、變更して更に何坪と書き直せば、立派に文書偽造で要するに争とある事柄ある事を變換するを偽造變造といふので、「賣渡申候」とある文章を「賣渡致したり」と書き直した所で、之は犯罪とあらぬ、あせといふに、證據に關係せぬ事柄で、敢てこんあ事は何れにしても害を生じないからである。

第四章 官の文書を偽造するの罪

一、 詔書を偽造し又は増減變換し及び詔書を毀棄したるもの罪
 官文書中で最も尊く重いものは詔書である。詔書は陛下の勅命で一度發すれば之を取消す事の出來ぬもの之を偽造したり、又其詔書中に在る意味を、増減變換したる者は、其罪重く無期徒刑に處せらるる。

こゝに毀棄といふ文字がある。こと意味は、其文書中に在る或事柄、即ち文書中の最も肝緊とする證據力のある所を滅却して仕舞ふ所爲をいふ、變造といふ事は、古き證據を直して新しき證據を發生せしむる行爲であるが、毀棄は凡て在つた證據力を滅却して失くして仕舞ふ事との差がある。詔書中に在る證據力を滅却すれば、偽造變造したと、其罪同じに論じらるる。

二、 官の文書を偽造し又は増減變換して行使したるもの罪
 詔書は偽造變造したばかりで罪とあるが普通の官文書は、行使の

所爲があければ、罪とあらぬゆへ、偽造變造しても行使に着手せぬ中は、未遂犯とあらぬ。

官の文書とは、前に官印の所で説いたと同様官廳が其職權によつて發する文書の事で、これも行政上の理屈から出で、少くも行政行爲に出でたものたるを要する。

市町村吏員が、其職務に依つて發する文書も、公文書であつて、公文書は官文書と同じに取扱ふとあるを見れば、矢張官文書偽造である。

官公文書を毀棄したるものも偽造と同じ罪である。
 此項の處分は輕懲役に在る。

三、 公債證券其他官吏の公證したる文書の偽造

公債證券の中には、總ての國債證券が入つて居る、軍事公債も整理公債も、又た總て國庫より發する諸公債の事を籠めてある文字

で、又た官吏の公證した文書といふは、各省の大臣や府縣知事が指令を下すやうのもの、或は又た市町村長あとの奥書したのは入て居る、一体之れは官吏の方より出す書面であく、人民より差出す書面に、官吏公吏が認證した事を書いてある文書で、適例は鑛山の探掘願に奥書奥印あををしたるものであるう公證人の證明した公正證書も此中に入る。

此種の文書を偽造變造したるものも輕懲役で、若しも無記名の公債證書なれば、一等加へて重懲役とある。

四、官吏自身が其管掌に係る文書を偽造變造したる罪

官吏其管掌に係るといふ事は、例へて見れば、農商務大臣が、自分の司配して居る、山林の中で迎も拂下を許さぬ場所であるに係らず、其掛りの官吏が、恰かも排下を許可したるが如くに大臣の許可書を偽造する等の事を指して言ふので、何んでも自分の職務

内に關する事を偽造變造する所爲である。

苟くも官吏たるものは、少しにても不正の行爲はあき筈であるに何にかに迷へ込んで、其の職務上の事を曲げて其上官の帳簿其他の文書を偽造變造するをせよは、甚しき大悪人といはねばあらぬとして一私人が官の文書を偽造變造するよりは、容易く出来る道理であるに、其に附け入り利慾の爲めに、文書偽造をせよするは、迎も許す事のあらざる所爲である、刑法は此悪人を懲さん爲め、普通人が官の文書を偽造するよりは、頗る重く一等宛加重して加罰する、是は至當の刑で或はこれでも輕るいかも知れぬ。

五、官文書の偽造と官印偽造盗用との俱に發したる場合の處分

官の文書を偽造する位の罪人は、多くの場合には、官印も偽造するか若くは盗用するが當然である、此時はどう處分するかといふに、一番重い刑に處分する、例は公債證書の偽造は、輕懲役で、

大藏省出納局の印を偽造すれば、重懲役であるとするれば、其重き方の重懲役に處するといふ事にある。

六、電報用紙を偽造したるものゝ處分

賴信紙は電信局で印刷するものゝ、あれは官の文書でない、一度電信局員の手で、其用向の文を現はして、配達用紙に記載したものを偽造すれば、官文書偽造とある。それゆへ、電報偽造は、一度局員の手を経たか、經ぬかを先づ改めて後ち、官文書であるが私文書であるかを定めねばならぬ、賴信紙に書いたばかりの文を偽造したのでは、私文書偽造とあるのみである。

七、官文書偽造變造の實例

一、官吏其管掌に係る文書を偽造してあるも其官吏とは何人まで含むや
本官にあらすと雖も、官職を取る以上は、雇員でも官吏とある

二、登記官吏を欺き不實の登記をなさしめたるもの

たゞ登記官吏に不實の申告を爲したといふまでに止まつて、文書偽造とはあらぬ、其官吏も勿論何の責任なし

三、郵便局より交附しある貯金通帳を變造せしもの

通帳は寄托金預りの證に人民に交付しある一の私文書であれば之を以て官文書といふ事能はず。

四、電機を以て現字紙に虚偽の電報符號を現出せしもの

この行爲は文書偽造罪ではない、文書とは、暗號符號とは異なる、電報の符號は即ち文書にあらす。

五、公證人を欺き公正證書を偽造せしめたるもの

公證人の作る公正證書は、公證人の名義を用ひ、其職權を以て作成せる證書なれば、被告人が虚偽の申立を爲して、公證人を欺罔したと云ふに止まつて、其公正證書を偽造したと云ひ得ぬ

たとへ詐欺の手段によつて、公證人に公正證書を作らしむるも、已に公證人の作りたる以上、矢張り公正證書であつて、單純の私書ではない、して見れば、私文書偽造でもなければ、公文書偽造でもない、罰する條文のなき無罪とするのである。

六、私文書の末尾に官吏の公證ある文書は何にありや
 一度官吏の公證したる以上は、末尾であるうとも、それは一の官公文書とある故に、之を偽造すれば、官公文書の偽造罪であつて、私文書の偽造であり、よつて之を私文書と官公文書の二罪俱發とも云ひぬ。

七、官公署の揭示札を變造したるもの
 揭示札は一般公衆に知らしむる爲め作り、信憑力のあるものであれば、無論之は官公文書である、されば未だ揭示場に掲げず役所の内にあるときでも、偽造變造すれば、官公文書の偽造變

造とある。

八、舊藩の家老職の達しは今日も有效あるや
 家老は其藩の役人で、今日でいふ官吏である、而して主公に代りて、種々の命令を發する職權あれば、其達しは即ち官文書である。

九、諸役所の金庫の性質
 之れは其役所の長官の管理に屬する一の官署ありと。

第五章 私印私書を偽造するの罪

本罪は能く起る事であるから、少しく詳しく述べよう。
 私印私書の偽造とは行使するの目的で、他人の印章若くは署名を不正に利用して、權利義務に關する事か、事實の證明に關する文書を偽造し、それから、偽造したる他人の印章署名を使用して權利義務

又は事實の證明に關する文書を偽造する事を謂ふので、乃ち行使する目的で、始めより他人の印章署名を偽造する行爲と、既に何人乎が、偽造して置いた、他人の印章署名を利用して、權利義務又は事實の證明に關する他の文書を偽造するとの事、今一層俗的に解すれば、自分が他人の印と其人の署名を詐はりて、そして借用證書でも偽造すること、何人か偽造してある他人の印と署名とを幸ひにして、自分が其れに書き込んで、借用證書でも偽造するといふ事を云ふたのである。

而して、現行刑法の下では、印章を偽造して行使したと、文書を偽造して行使したと、どちらも犯罪が成り立つと共に、偽造變造したのみでは、未遂罪ともあらぬ、行使に着手せねば、犯罪の端緒を開らぬのである。

右のやうに私印の偽造變造と、私書の偽造變造とは、別々に犯罪が

成り立つゆへ、他人の署名を騙り、その上他人の印を變造して、其證書に押せば、一つの犯罪であらぬ、私印偽造罪と、私書偽造罪との二つの罪の俱發とある。

一、有價證券を偽造變造したるものゝ處分

刑法は有價證券と言はぬが、爲替手形其他裏書を以て賣買すべき證書といひ、又た金額と交換すべき約束手形といひ以上は、手もたぐ有價證券全体を意味した譯である、其他裏書を以て賣買すべき證券とは、民法上の指圖債券といふものも入つて居る、そして商法上の會社の株券、貨物引替證、預り證券、質入證券、船荷證券なども此中に入るは勿論、小切手も金額と直ちに交換し得べきものであるゆへ、此中に入る。

よくある例で、手形面に記載しある金額の數字を書き換へたり、月日を入れ替へたりする事も、矢張り變造とあつて處刑を受ける

ものが随分ある、この犯罪者は輕懲役に處せらる、手形や其他の有價證券の表面を偽造變造したばかりでなく、裏書を偽造變造しても同罪である。

二、金銭其他の貸借證書及び賣買證書其他の權利義務に關する證書を偽造變造したるものゝ處分

金銭貸借證書は無論の事、物品貸借證書、土地家屋を始め、其他一切の品物賣買證書及び其他權利義務に關する一切の證書を、偽造變造したものは、四年以下の重禁錮と、四拾圓以下の罰金に處せらる、其他權利義務に關する證書といふは、財産上の權利義務のみでなく、證據上の争に關し人の身分上の事でも、其人の權利義務に關する書類を含む、遺言狀などを偽造變造するものも、此中にて處分さるゝ。

右に掲げたる餘の私書を偽造變造したるもの

これは強ち始めより、權利義務の證據力あるものではあかつたが後になつて見れば、却々證據力のある證書といふやふなものも稱して言ふた言葉で、前のもの程重きものでは無い、しかし相當の證據とあるものである、それで刑法も前のものよりは、ずつと刑を軽く一年以下、重禁錮と二十圓までの罰金位に止めておく。

三、私文書私印偽造の實例

一、本罪に要する意思の体様
先きにも述ぶるやうに、他人に害を與へ己れを利し、又は或る他人を利せんとする意思あるを必要とする、この意思かければ本罪は成り立たぬ。

二、實印の紛失届を出したる後ちに、其後ちの日付にて證書を偽造し、其紛失届にある印を捺したるもの
届は公けのもので、其届出の後ちは、其實印の存在なき事は一

股に知れ亘つたものとある、それゆへ、後に偽造し行使するも罪は成立たぬ。

三、虚無の人をあるが如くに保證人に立て、文書を作成したるもの

此世に無き人を保證人としたのは、其資格を偽つたので、信實の借用とは言はれぬ、金主に對しては、直接に損害を與へ、社會に對しては、間接の信用を害したる行爲で、貸借證書を偽造したと言はなければならぬ、因つて金圓を詐取すれば、詐欺取財も成り立つ、即ち二罪俱發である。

四、反古の證書を有用に使用したるもの

變造は有數のものを土臺として、増減變更する事である、反古は無効のものであれば、これを増減變更しても變造とあらぬ、不用のものを材料として、新に作成したる文書偽造罪である。

五、幼者の名義を偽りたる文書作成。

幼者の契約といへども、民法上無効ではない、たと取消し得べきものであれば、幼者を借主として、借用證書を作成すれば、偽造の罪は成り立つ。

六、代理權なきものが、或る文書に擅に代理人と記したる行爲

これも文書偽造罪とある。

七、乗車券の偽造は如何

權利義務に關する文書の偽造である。

八、鈴木兼造を故らに鈴木兼三としたる行爲は如何

これは場合に依り、若し鈴木兼造の名義を詐るの意思を以て故らに本名を避け、類似の鈴木兼三としたらば、其實鈴木兼造を偽つた、文書偽造罪として、有罪とある事あるべし。

九、隠居したる被相続人の印を押捺したる相続人の所爲

印類は品物としては相續人の財産とあるも、印影として相續すべきものでない、隠居前に押したものとすれば、盗用罪は成り立ち、隠居後も其使用する届出を爲さぬ以上、罪とある。

第六章

免許状鑑札及び疾病證書を偽造するの罪

官の免状とは、行政處分に依り、許可指令免許等の事をいふので、鑑札とは營業免許の鑑札の如きもの、之は行政上特に許可するものを免状といへ、取締りの爲めに下げるものを鑑札といふ、醫師、辯護士、酒造業者煙草業者の如きは、免状の部に入り、行商古物商の如きは鑑札の中に入る、疾病證書といふは、醫師の診断書類をいふ。で、これ等のものを偽造變造して行使したるものは一年以下の重禁錮と、四拾圓の罰金に處せらる。

一、氏名を詐稱して免状鑑札を受けたるもの

これは自分の名義では何か故障ありて、すらくと免状鑑札を受けける事能はぬので、無暇の人の屬籍身分氏名を騙り、其他詐欺の手段を以て、官を詐り、免状鑑札を受けたるものを犯罪として問ふので、六ヶ月内の重禁錮にある。

若し其時免状鑑札を下げる官吏が詐りであるといふ事を承知して其免状鑑札を下附したならば、本人の罪よりは、一等重くして處斷する。

二、公務を免れんが爲め疾病證書を偽造したるもの

公務といふは公邊の務めで、廣い意味ではあるが、之が適切な例は、證人とあつて裁判所に出頭する義務のやうな事である、官吏は公務に服するものであるから、此中にも無論入るべき事である、兎も角國家に對する身体上の勤め向きと解したら可からう。

財産上の事は代人にても済むが、身体上の代人を許さぬ勤め向とするが最もよく判る。

その公務を免る爲め、醫師の氏名を騙り、診断書を偽造したる者は、自分の公務を免る爲めると、他人の爲めに偽造したとを問はず、一年内の重禁錮にある。

醫師が人の頼みを受けて、診断書を偽造したる場合には、一等重くある。

三、徴兵忌避の爲めの診断書を偽造したるもの

兵役も公務である事は勿論であるが、他の公務よりは一段重く見て別に規定し、且つ徴兵忌避に關する法律が別に刑法の外に發布されて居る位であるで、徴兵忌避の爲めの偽造は前のものよりは又た一等重くしてある。

第七章 偽證の罪

(裁判所にて偽りの證言を爲すの罪)

裁判所に出現して、證言を爲すは却々重い事で、判事は其證人の證言によつて、判決を下す事がある、其時偽りであつたらば、其裁判を受けたものゝ迷惑にあるばかりでなく、天下の裁判所を偽る次第とあつて甚だしき曲事である。

偽證罪といふは、其裁判所から證人として出頭を命ぜられたものが出廷の上偽り言をいふた罪を規定したので、證人といふ以上は、裁判所で宣誓をしたものでなくてはならぬ、故に事實參考人として呼出されたものは、宣誓をせぬゆへ、證人でない、證人でなければ、此罪人にはならぬ。

同じく偽證を爲す上に付ても二つの區別がある、被告人を助けたい

爲め偽言を爲すもの、即ち曲庇するが爲め偽證を爲すもの、被告人を罪に陥したい爲め即ち陷害せん爲め偽證を爲すものとの二ツある、これに由つて罪の輕重が違ふ、又た民事と刑事に依つても罪に輕重がある。

一、被告人を曲庇せん爲め事實を掩蔽して偽證を爲したるもの被告人を助けたい爲め、刑事裁判所にて、事實を蔽ふして偽證を爲したるものは左の例に準じて處分する。

一、重罪を掩蔽して軽く偽證したものは二年内の重禁錮と四拾圓内の罰金。

二、輕罪を掩蔽したものは、一年内の重禁錮と貳拾圓内の罰金。

三、違警罪あれば、偽證罪も矢張り違警罪。

二、證人の偽證の爲め被告人が無罪にあつた場合本問も矢張り前問の例により偽證人を罰す。

三、被告人を陷害せん爲め事實を捏造して偽證を爲したるもの

被告人と證人とは意趣遺恨のある敵同士の場合に偶々ある事であるべく被告人を重き罪に陥したいと、ある事ある事を裁判所で證言する場合、之も左の例に準じて處分す。

一、重罪に陥らしむ爲めの偽證は、五年以下の重禁錮と五拾圓の罰金。

二、輕罪に陥らしむる爲め、偽證したものは、二年内の重禁錮と

四拾圓内の罰金。

三、違警罪に陥らしむる爲めの偽證は、三ヶ月内の重禁錮拾圓内の罰金。

四、陷害する爲め偽證し、被告人死刑に處せられたる時偽證者の處分

此偽證を爲したものは、随分惡むべきもので、前の筆法で行けば

偽證者も死刑に處するが當然であるが、刑法は一等を減じて、死刑とあし、若し被告人が死刑を執行する前に偽證が發覺すれば、死刑より二等を減じ、有期徒刑とある。

が偽證者が始めより、被告人を死刑に陥る心算で、偽證を爲した場合、少しも宥す點があいゆへ、偽證者も同じ死刑に處す、若し其心算で偽證をしても、被告人が死に就かぬ内ならば、一等を減じ無期徒刑とあす。

五

被告人が偽證の爲め刑に處せられたる場合の偽證者の處分死刑の場合には別物として刑法も特に宥す處もあるが、其他の刑の場合で、被告人が刑の處分を受けた後、偽證の爲めであるといふ事が判れば、偽證したものを被告人同様の刑に處分して、被告人は罪を免がる、此事を反座の法といふ、若しも被告人が刑の執行を受け、刑期を勤めて居る際、偽證といふ事が發覺すれば、

被告人が勤めた日數丈偽證者も刑に服させる、但し第一項第二項に記した、偽證の刑より軽くする事はあらぬ。

六

民事上商事上及び行政上の裁判で、偽證をしたのは、刑事は重くは取らず、一年内の重禁錮と、五拾圓までの罰金で済む。

七

鑑定人及び通事裁判所にて詐欺の陳述を爲したる場合の制裁鑑定人は裁判所で、筆跡印鑑其他品物などの目きゝをするもの、通事とは証者等の語を通じたり、外國人の通辨をするもの、此のものらが、裁判所で、虚偽の陳述をすれば、偽證人同様の罪に處せらる、これは其の筈で判事は亦にも彼も知つ居るものどはいへ、嘘の言語や數多き外國の言語を悉く知つては居らぬ、其際通事が嘘を述べたり、筆跡印鑑古器物などを、鑑定人に嘘言を吐かれて、それで裁判すれば、證人が裁判所を偽つて、被告人を

不正に處断させたど、少しも違はぬからである。

八、偽證者が裁判所で判決を下す前に自首したる場合

普通なれば自首は一等より外減じられぬが、偽證の場合には全く本刑を免じて無罪とある、蓋し之は未だ少しも害といふものが起らぬからである。

九、偽證罪の成立時期

偽證の罪は、證人の訊問が終つたとき成り立つゆへに最初の中に虚偽の陳述をなしても、其の訊問の中に、自分で取消せば、此の罪は成り立たぬ。

十、偽證罪の實例

主人が雇人に舊來の恩顧を説き此際其報恩の爲め、偽證して呉れと頼みたるは犯罪とあるべきや。

單に是れのみで、他に不正の方法を用ひされば、過去に對する恩義を説いたのみあれば、偽證罪とあらず

之れと同様に單に人に囑托したのみで、賄賂其他の方法さへあくば、本罪は成り立たず。

第八章 度量衡を偽造するの罪

度量衡は行政上でもそれくの取締法を設けて監督して居る、畢竟

度量衡は、一分一厘の差でも、詐欺的行爲とあるからで、狡猾ある

商人は、人より物を買ふ際には、延のある大きな度量衡を用ひ、物

を賣る際には、極詰まつた少あるもので賣る、さすれば、其差だけ

でも、數の中では非常の利益がある、今はこんを商人もあければ、

あつたところで取締法に依り、其筋の捺印なきもので、賣買が出来

ぬゆへ澤山はあけれど、往々偽作するものがあるので、刑法で其罰を定めてある。

一、度量衡を偽造變造して販賣したるものゝ處分
 度量衡製造營業は、何人にも出來ぬ、其筋の許可を得なければならぬ、であるから、度量衡を偽造變造して賣るものは、度量衡製造營業者に限る、其營業者が、偽造變造して販賣すれば、五年内の重禁錮と五拾圓の罰金とある、若し官の檢印や記號を偽造し盜用すれば、先さに述べた、官印偽造罪と、官文書偽造罪、及び度量衡偽造の數罪俱發とあり、重い罪で處斷さる。
 偽造變造の度量衡であるといふを承知して、其度量衡を受け賣りしたるものは、製造して販賣したものよりは、一等を減じて處斷さる。

二、商人が偽造變造の度量衡を所持したるとき

商人や農工人が、偽造變造の度量衡を、所有したる時はたとへ其情を知らずと雖も、三月内の重禁錮に處せらる、随分酷をやうで

はあるが、定規の違つた度量衡を所有してあれば、人と取引するに於て、自然に詐欺が行はれるからで、若しもそれを承知して、物を賣り買ひすれば、詐欺取財を以て論じらる、度量衡は、これ程まで、公益に關係するといふ法律の注意であるゆへ、少しでも怪しいと思ふ度量衡あれば早速其筋に届出で、そんな怪しきものは、寸時も所持せぬがよい

第九章 身分氏名を詐稱するの罪

旅人宿賃座敷營業場などには、毎夜のやうにある事では高き身分のあるものが、悪場所へ出入するを耻ぢ、却つて身分を思ふて、身分を詐稱するものあともある或は悪徒が其筋の探偵を避けんが爲め、身分氏名を詐稱する事もあり、又た何の了見もあいが、遊治郎が、貸座敷の帳面に本名を名乗るは野暮だあとも考へて、氏名を詐

稱するもあつて开は様々の状態であるが、其筋でも餘理怪しきものであければ、大抵は悪意もさく故意もさきものとして大目に見て居る、然し旅舎檢に出掛け、旅客の中に怪しき男があるが、これぞといふ犯罪も發覺せず、現行犯もあひ、されど必ず悪徒に相違ない、こ奴本署に引連れて、訊問すれば意外の犯罪人かも知れずと警官に見込まれた人あひが、うつかり氏名を詐稱しようものあら、屹度其廉ばかりで本署へ引致されて、罰に處せらる。

身分詐稱は官署に對してのみ成り立つ犯罪であるから、一私人間で詐稱しても罪とはあらぬ。

この身分といふ中には、官職位階官の服飾徽章勳章等の借用をも含んで居て、たと屬籍氏名年齢職業のみであひ。

第十章 公選の投票を偽造するの罪

議員選舉の投票の事をいふたので、衆議院選舉あれば、議員法によつて處斷さるゝものあれども刑法の規定する所によれば、投票を偽造し、且つ其數を増減したるものは云々とあつて、どうしても選舉人は犯す事が出來ず、選舉長か立會人であければ六つかしい、が誰が犯しても罪とあるは勿論で一年内の輕禁錮と貳拾圓内の罰金である。

若しも投票を檢査するもの其數を計算するものが犯せば、三年の輕禁錮四拾圓の罰金とある、之は郡區長のやうなものも犯した場合を規定したので、それから、投票の件に關し、上官に報告する調書を作るものが、この罪を犯せば、一層重く五年の輕禁錮に五拾圓内の罰金とある

選舉人被選舉ともに、賄賂を授受して投票をしたるときは、二年内の輕禁錮と參拾圓の罰金に處せらるゝが、選舉競争が激しくあつた爲め、此のことに付て別に法令があるゆへ、今はその法に依つて居る。

組合員の選舉は公の選舉ありや
 凡そ法令の結果で、公の性質を帯べる。組合は、公の組合と稱す、行政上の監督權に基ける組合は、總て公の組合なれば、此組合員の選舉は、取りも直さず、公選舉といふべきであらう。

第六編 生命身体自由名譽に

關する罪

第一章 謀殺故殺の罪

謀殺といふ事は、前々より殺さうと準備して、兇器も用意し、どうして殺さうと、其工風まで付いて殺した事で、故殺とは不圖一時に感激して殺す氣にあつて、直ぐ様殺す事をいふたので、其間意思の緩急といふのでなく、行爲の順序をいふた差別である、前々より、殺さうとは思つても、相手の出様では殺す程の事をせずともよい、が相手がいつもの通りの、亂暴あれば殺さうといふ所謂相手の出よう一つの條件に掛らしめた殺人行爲は、矢張り故殺で、始めより場合によつたら殺さうとの意思があつても謀殺とはあらぬ、之れ

が謀故殺の區別である。何れにしても、生命ある人を殺す事と人を殺さうとの意思を以て、殺す事は一つであつて、毆打致死の如く、殺す氣でなくつて、打つた爲めに死んだといふのは、殺人罪でない。刑法は豫め謀つて人を殺したものを謀殺の罪とあし死刑に處すと規定しあるは、即ち右の謀殺の事で、故意を以て人を殺したるものは故殺の罪とあし、無期徒刑に處すとは、故殺の定義を下だしたのであるが、故意を以てとの意味は甚だ解り悪いが、意味は前に述べた通りである。

人を殺した以上は、刃物を以て殺さうが、毒藥を以て殺さうが、それは殺人罪の手段に過ぎざれば、何を以て殺さうと、刑罰の上には差異のなき筈であるに、刑法は毒物を施用して人を殺したるものを別文に掲げて、謀殺に同じと論じた、蓋し毒藥を調合して、人を殺さうとするは、時間に餘裕もあり、其性状故殺よりも悪む所多しと

の意見に出でたのである。尤も今日藥物の進歩したる上は、時も手數も要らずに毒藥で人を殺す事が出来るゆへ、故殺の場合にも毒殺はあるだろう、果せる哉改正刑法の、草按には、手段とするものは毒であるうが、刃物であるうが、そんな事は規定せぬ、其時の状況に應じて、謀殺と故殺を區別する事を得るやうにして、裁判官の判定に餘地を與へた、これは適當の規定で、繩を買つて來て、咽喉を占めて殺すにも、謀殺と故殺の區別があると同様、毒を飲まして、殺したゆへ、あんでも謀殺にせねばならぬとの理屈もあるまい、殺人罪一般の事は右にて略ぼ判つて居るが、其情狀の重いものがある勿論人を殺す程の殘酷は此上もあるまいが、其殺すに付て、むごたらしい殺しやうをする悪人もあるので、そんな殺し方をしたものを重く罰する爲め設けた條文もあるゆへ之を説かう。

一、支解折割其他慘刻の所爲を以て殺したるもの

支解折割といふは、昔しよりよくある、一寸ためし五分ためしとの事で、手は手、足は足、首胴皆を離れ、に斬り刻んで殺した事、吾々は演劇で見てさへ、實に酸鼻の極みで、其芝居を見て居られぬ程であれば、實際にはどんなにむごいだろう、其殺される人は、どんなに辛ひだろう、政府は罪人を死刑に處するのさへ、一時に早く死んで樂をするやうに殺してやるに、如何に意趣遺恨あればとて、こんな殺し方を、峻酷な殺人者は、普通の殺人犯よりは、重くするの必要があるとして、此者は死刑の極刑に處分する。

二、重罪を犯して其を免れる爲め、又犯すに便利ある爲め人を殺したるもの

之は犯人が貨幣偽造のやうな罪を犯したとする、そのとき正直なものに見付かつた、其人は馬鹿正直であるゆへ、屹度官に密告す

る、それでは折角の苦心も水の泡だから、一層其正直者を殺して仕舞ふとの場合、國事犯を殺すにも、連判帳に記名した一人が變心でもすれば、氣の立つて居る際であるから、随分其變心者を殺して、發足を防ぐ事がある又た犯すに便利ある爲めとは、強盜が今や將に入らんとする際、隣りの若い者が夜遊びから歸つて、會々其強盜に出遇つた、呼と云つて逃げ出したとき、強盜は其若い者に逃げられては、發見の基と思つて、そこで其若者を殺して仕舞ふをいふ場合に起る、斯ふいふ場合の殺人行爲は、理屈から推せば、故殺であるゆへ、死刑にはふらぬであるが重ねての悪事であれば、謀殺と同じく死刑としたのである。

三、詐稱誘導して危害に陥れ死に致したるもの

詐稱誘導とは、陥穽のあるのを、あんにもなき面白き所へ連れて行くと、其殺さうとする人を、いさあい出して、そして其の陥穽

に落ちて死に致す事である、昔し話に例へれば、桃太郎が土船を造つて、狸を乗せて深味へおびき出し、殺したやうな話し、これはその時の場合で、故殺にもなり謀殺にもあるから一樣には言はれぬ。

四、誤つて他人を殺したる場合

甲を殺さんとして、誤つて乙を殺し、又は丙を殺さうとの殺意を以て、鐵炮を撃つたが、其鐵炮丸がそれて其側に居た、丁を殺して仕舞つたといふやうな人違ひの場合と、過失殺傷の場合も含んで居る、始めの場合の人違ひで他人を殺しても、殺人罪は人でさへあれば之を殺せば成り立つゆへ、無論謀殺故殺何れにか誤つて罪とあるが、次の場合は丁には全く殺意なく、眞の過失殺傷であるから、謀殺殺ではあるまいといふ學者もあるが、矢張り前の場合を五十歩百歩で殺人罪とあるといふ人もある、著者は後の見解

に従つて、謀殺殺罪は成り立つと思ふ、しかし議論は措て實際の判決例にもあれば、矢張り謀殺殺罪成り立つとしておく方が適當ではあるまいか。

五、自己又は配偶者の尊屬親を殺したる場合

尊屬親とは父母祖父母等の所謂目上の者を指した言葉、自分の目上は勿論、配偶者の目上も此中に入る。親殺しとあれば、大逆無道此上あしと昔しより定まつて居る、人情の上よりするも、東洋君子國の慣例よりするも、普通の他人を殺したより罪は重い、故殺であるうが、謀殺であるうが、目上を手に掛けて殺すかどは、最早其事情の如何を問ふに及ばず、一點も假借する餘地がない、そこで刑法は、最重の刑を加へ、必ず事情ありとも、宥恕減刑もしない、酌量減刑も成るべく致さざる方針によつて、此罪を規定したのは、讀者も同感であるうと思

ふ、尤も昔は主殺しも親殺しと同様にしたが、今の刑法では主殺しといふものは認めないゆへ、主殺は普通の殺人罪を以て問ふ事にあつて居る。

六、殺人罪に關する實例

一、毒藥を服用せしめ後に解毒劑を用ひたるもの

右は古い話なれど、明治廿五年の事である、毒藥を服せしめたるに、其苦痛煩悶の状を見るに忍びずして、良心發動し、解毒の效ありと信じ、南天燭葉を飲ましめたる、所が其效あつたと見へ漸く健康に服した、大審院は此所爲に對し、毒殺未遂であく健康を害すべき物品を與へて、人を疾苦せしめたる罪であると判決を下した。

二、胎内にある内より、殺さんと計り、出生後果して之を殺したるは謀殺罪あるか、將た故殺罪あるや。

殺人罪は社會に出現して居るものを殺す罪であれば、胎内にある内は一個の完全なる人とは言ひ得ぬ生れて始めて人であるのであるから、如何に胎内にあるときより、殺さうと覺悟してもそれは故殺の罪である。

三、甲を殺す積りにて、餅の中に毒藥を入れたるに、偶々乙之を食して、疾苦したる場合、乙を殺す心はさらくなくとも、人を殺さんとするの心は同じであるゆへ、此場合は誤て他人を殺さうとしたる未遂あれば、殺人罪の未遂、而かも謀殺未遂犯に問はれる。

四、人を撲ち氣絶したるを見て、井戸に入れたる場合、撲つたが爲めに氣絶したので、始め殺す氣がなければ、井戸の中に入つてから、眞に死んだとしても、殺人罪とはあらぬ、毆打致死である。

五、毒藥を與へたるも、少量の爲め死せざりし場合、毒を以て人を殺すの意ありし以上は、分量の多寡は關する所にあらずるゆへ意外の舛錯による、未遂犯あり。

第二章 人を毆打創傷するの罪

毆打とは人を殺すの意なく、人の身体又は身体の一部を傷害する事をいふた語で、必ず其身体を多少傷害する行爲である、身体の一部を毆打するとは、婦女の頭髮を切り、結髪を毀損する事をも含んで居るゆへ、毆打の意味は、單に打つといふ意味よりは、餘程廣く且つ法律語で特別の意を爲して居るものと解すべし、改正刑法案は傷害といふ文字を使つたが、どちらにしても意味は同じである。毆打の方法は何ん事でも構はぬ殺す意さへあければ、又物を以て打つも矢張り毆打である。其結果として死ぬは、殺人罪であく、毆

打致死とある、此罪にも種々の區別があるゆへ、例に依り左に別けより。

一、單純の毆打創傷の罪

壯士職人車夫馬丁などが、直ぐ腹立ちまぎれに、手を擧げて、毆打し身体を自由を失はしめる場合などが、單純なる毆打創傷で、尤も一つや二つ打つて、敢て身体に傷が付かざれば、違警罪とあるばかりで、毆打創傷罪とはあらぬ、二十日以上其が爲め病にかゝるか、身体が痛んで休職する場合は、一番罪が重くて、其他少し位の傷あれば、一ヶ月位の重禁錮に罰金に處せらる。

二、毆打致死の罪

固より殺す氣で毆打したのでは無いが、打ち所でも悪くて、其傷で死ぬか、又た其後に至つて死んでも、矢張り毆打致死で、毆打罪中の最も重き罪である、然しどこまでも、殺す氣のなきものゆ

へ、殺人罪とはならず、懲役で事が済む。

三、殴打の結果人を不具不能のものとあしたる場合

人の身体は機械のやうなものゆへ、打ち所によつては、殴打致死ともあり、又た不具者ともある。其不具者とあすにも種々あつて刑法の問ふ處は、左の如くに特定してある。尤も殺す氣で殺しをこゝろ、其結果不具者とあれば、殺人罪の未遑で問はれるが、之れは殴打の結果ゆへ、殴打創傷罪の情狀重きものとある。

一、一目又は兩目の視能を失しもの、つまら片目をつぶすか、盲目にしたもの。

二、一耳又は兩耳の聽能を失しもの、片方の耳を聞こへなくあるか、兩方の耳をツンボにしたるもの。

三、語能の喪失、口を傷つけたるか、舌を破るかして、啞同様にしたるもの。

四、一肢以上の使用不能、手か足かを傷つけ、其手足を使へぬやうな不具としたるもの。

五、陰陽の不能、男女の生殖器を損傷し、交接の不能に至らしめたるもの。

六、知覺精神其他身体に重大なる不治の損傷を來たし、不具者とあしたるもの、腦を打つて馬鹿者にするか、其他身体上に不治の創傷を來たして、外觀上よりするも、不具者と見へる殴打を加へたもの即ち癱篤疾といふ。

七、流産、妊婦を殴打して、臨月にならぬ内産をなさしたる場合、たとへ臨月でも自然の産期であく、殴打の爲め、出産して、剩へ生兒が死んで生れたる場合。

斯かる結果を生せしめたる犯人は、致死よりは一等軽くも、やはり輕懲役に處せらる。

四、豫謀殴打の場合

遺恨同士の中で、いつか殴打してやろうと、心掛けて、用意に用意をして殴打したる場合で、其意思に悪む所があるゆへ、前に照して一等を加へて處断する。

五、索聯殴打の場合

殺人罪の場所にもあるやうに、重罪輕罪を犯すに便利ある爲め、又た既に犯したる罪を免る爲め、人を殴打したるものも、情狀に於て、惡む點あるがゆへ、一等を加へる。

六、人違殴打の場合

甲を殴打しようと思つても、何にかのはづみで、乙を殴打したる場合、これは過失といはれぬ、つまり殺人罪の誤殺と同じく、矢張り殴打創傷の本刑を加へらる。

七、共同殴打の場合

二人以上連合して人を殴打する事、此場合は現に手を下したる傷の輕重によつて、刑を異にする故、何人が打つたのか、重いか輕いかを檢査して後ち罪が定まる、若し、誰れが打つたか、其輕重を判別する事能はざる場合には、輕い傷によつて、皆のものを處分する、改正刑法草案は、これは面倒であるとして、總則の共犯例を用ひる事とした。

八、殴打創傷の場合に於ける所謂彌次馬の處分

市日や遊廓には往々ある事で、喧嘩の本人同士より、彌次馬が踏んだり蹴たりして居る事で、本人の勢を助け勢に乗じて、其殴打を助成するものゝ處分で、此彌次馬も罪人として、本人より一等輕く處断さる。

此の外死ぬまでには至らずとも、病にあつて、苦しむ、藥を飲ませて、人を疾苦せしめたるものは豫謀殴打と同罪で、又た人を殺

す程の意であくとも、例の陥穽や、深淵に連れ込むんだのも、殴打創傷の各本條に従つて處斷さる。

九、殴打創傷の實例

一、殴打は教唆したるも、創傷は教唆せずとの抗辯を以て、單に殴打のみの處分を受け。殴打創傷の處分を免れんとする事を得るか。

殴打創傷の罪は、結果によつて定まる罪で、従つて未遂犯もあつた以上は、其殴打の爲め、負傷せば、右の問の如く、責任を免る事能はず、其結果たる創傷までも罪とある。

二、氏名を知らざる他人と共に人を殴打しても共犯あるか。無論の事である、二人以上共に人を殴打創傷したるときは、たとへ氏名を知らざるものと共に殴打しても、其共犯者である。

三、雇人を懲戒する目的で、寒中裸体とあし、屋外に立たしめ、因て凍死したる場合 主人は雇人を懲戒する權あるや否やは別として、たとへ其懲戒權ありとするも、寒中裸体で、屋外に立たしめ、凍死させるは、頗る度を超へ、暴行を加へて、爲めに死に致したると同様であれば、此主人は殴打致死の罪を以て論すべきものである民法の親權を以て、其子を懲戒する目的でも、其程度を脱出すれば、罪ありと知られたし。

四、殴打して休業に至らしめたるも其休業は何を標準とすべきや 之は被害者の身分職業に應じて、定むるもので、若し被害者が平常虚弱の者で、普通のものあれば、休業せずとも差支あしとしてみても、其被害者にして、事實休業すれば、之れ休業に至らしめたりと言はねばならず。

五、 毆打罪に付て、被害者が相當の治療を誤り重患に陥りし場合の加害者の責任

何人にても、病に罹れば治療するは當然あるに、其治療を怠つて重患に陥りたりとて、其れまでも加害者に嫁するは穩當にあらずとて、重患以後は加害者に其責任なきものとす。

六、 強盜を毆打創傷したる場合

これは力自慢のものなとによくある、尤も強盜の方から、打つて掛れば、之を受ける爲め、其強盜を撲ぐるは、所謂正當防衛で少しも差支なければ、強盜と見るや直ぐさま打つて掛り、負傷せしめたる所爲は、毆打創傷の罪とある、況してや早飲み込みに、強盜でもあんでもあき人を強盜と思ひ違ひをして、毆打すれば、罪とあるべき事實を知らぬと言つて、其罪を免ることは出来ぬ。

七、 單に人に組み付いても毆打罪あるか

嘗て收税官吏が不正の帳簿であるとして、其帳簿を押收しようとしたらば、其家の主人が、其れを取り返す爲め、收税官吏に組み付いた、大審院では、之を官命抗拒毆打罪と判決した。

第三章

殺傷に關する宥恕

及び不論罪

現行法には第三篇第三節に特に規定しおくも、前篇に説く處の場合を擧げて規定したも同様で、理屈は前に述べた現在危難を避くる爲め、人を殺傷すると、正當防衛との二つの歸する、即ち。

自己の身体に暴行を受くるに因つて、直ちに怒つて、先方を殺傷したるものは其罪を宥恕すと規定あり、但し不正の所爲により先方の暴行を招きたるにあらざるを要す。

といふは、自分が何にも悪ひ事をして、先方を怒らしたのであき
 突然先方より暴行を加へらるゝときは、其人を殺傷しても罪とあら
 ぬ、イヤ罪とあつても宥さる、之れは現在危急の災難を救ふ爲めで
 止むを得ざるの所爲としてある。

姦婦姦夫を殺傷したる場合

自分の妻と他の男とが、姦通をして、現在目の前で發現したとす
 れば、大抵の人は立腹する、之は尤もの事で、昔しより重ね置て
 四つと云ふ諺さへある位だから、其場に於て、姦婦姦夫を殺傷し
 ても、情に於て其本夫の罪を宥すが當然であると、法律は本夫に
 同情を寄せたのである、然し其場所であければ殺傷しても宥るさ
 れぬ、又た本夫が妻の姦通を許した事があれば、これも宥恕とは
 あらぬ、即ち本夫其妻の姦通を覺知し直ちに姦婦姦夫を殺傷した
 るものは其罪を宥恕す、但し本夫先に姦通を從容したる者は此限

りにあらずと規定した所以である。

尙一の場合は晝間故なく人の住居したる邸宅に入り若くは門戸牆壁
 を踰越損壞せんとする者を防がんとする場合に、其人を殺傷したる
 ときも其殺傷罪を宥恕さる。

不論罪とは正當防衛の事をいふたので、之れは前篇に詳しく述べた
 ゆへ、茲には省く。

次に共毆宥恕といふものを述べよう甲と乙が互に撲り合をして、甲
 が手出しをしたか、乙が手出しをしたか、判らぬときは、甲乙共に
 其罪を宥るさるゝ事がある、互に創傷し手を下すの先後を知る事能
 はざる時に此の適用がある。

第四章 過失殺傷の罪

并に自殺の罪

一、過失に二種ある、ナニ此位の事では差支あるまいと横着心から出た過失と、モウ大丈夫であろうと思つたのが、案外にも輕過ちのあつた不注意との二つ、此の横着も不注意も共に法律では過失として取扱ふ。

此過失で人を殺し又た人を傷けたものは、故意を以て殺傷したとは、格段の違ひがあるゆへ、刑法も餘程寛大に處分して、悉く罰金で濟む規定にあつて居る。

然し刑法の改正草案を見ると、業務上注意すべきに、不注意の爲め、人を殺傷したものは、三年以下の禁錮と五百圓以下の罰金を取ると規定してある、此業務上必要ある注意を怠るとは、電車漕

車の規則には、細かな注意規則がある、それを車掌運轉手が、注意しないので、人を殺傷した場合で、之は刑法にも特に規定する必要がある。

二、自殺を教唆し又は幫助するの罪

自分自身で死なうと、斬らうと其人の生命であれば、それ迄は法律は干渉せぬ、又た干渉してからが、死んで仕舞つた、自殺者を罰する事は、刑法の及ばざる事である、しかし、他人が、自殺者を教唆して自殺せしめた場合、若しくは、其自殺の手傳をなした場合は、刑法も厭過しない、其の教唆した若しくは幫助した他人を罰せねばならぬ、たとへ死ぬ程の苦痛があつて自殺する人に遇ふとでも、一應之を救けるが人情であるう。

而して、教唆幫助者がお前はそんなに貧乏して居るから、一層死んだ方が宜いせといつて、それで死ぬ氣にあり、自殺しても、死

する決意が、自殺者にあれば、教唆者とはあらぬ、自殺者は死ぬ氣のないのに、無理に教唆して自殺せしめた場合のみ、教唆者として責任があるのである、幫助とは、手を貸して死ぬ手傳をする者をいふ。

自殺者が獨りで死に切れぬ爲め、人に頼んで殺して貰ふ場合がある、頼まれた人は自殺幫助罪とある、又た、お前を殺さなければならぬが、無斷で殺す譯にも行かぬから、自殺をして呉れまいか、イヤ自分で死ぬ事は臆病で出来ぬゆへ、承知したから殺して下さいとの場合のやうに人の承諾を得て殺したものは、殺人罪とせず自殺教唆者として處分する。

自殺教唆者の中にも、財産上の争から、利慾の爲めに教唆するものがある、これは一等重く處斷する。

三、過失罪に關する實例

一、迷信の結果、狐憑者を打つて死に致らしめたるもの

これは打つ爲似をするのが本來であるが、之を打つて其結果死に致らしむれば、過失殺傷を以て論ずる。之れ同じやうの事で、其狐を離あす爲め、硫黄と線香を燻し、其火の上に狐憑者を差付けたので、心臓に痲痺を生じ、因て死に致したるは、過失に依る致死罪である。

四、自殺幫助罪の實例

一、自殺を補助したるも、死に致らざる場合

普通の殺人に於ては、たとへ死に到らずと雖も、其未遂を以て論ず、自殺の場合に於いても、死に至らざれば、未遂とあるは當然であるも、自殺の未遂を罰する規定なきを以て、大審院は之を無罪とした。

二、自殺を教唆するに當り自己の利を圖るとは如何なる意味ある

か。
自己の利を圖るとは、財産上の利のみの謂にあらず、其人が死し
しさへすれば、何事に係らず、自己に利ある場合をいふ。

第五章 擅に人を逮捕監禁するの罪

人を逮捕し監禁するは、其筋の職權あるものが、法定の手續を経て
始めて之を爲すのである。此職權あるものは、豫審判事檢察官
等で、其他の官吏には此職權がない。況して私人は之を逮捕し監禁
する事を、絶対に許さぬ、たとへ此等職權ある官吏でも、法律の手
續に依らざれば、人を逮捕監禁する事を許さぬ、それで刑法は擅と
云ふ文字を使つた擅とは、不正にといふ意味で、私人は勿論職權あ
る官吏でも、法定の手續によらざれば、不正の逮捕監禁として、却
つて罪人とある。

不正に逮捕監禁するのみでさへ、罪とあるのであるゆへ、逮捕監禁
した上、種々の所爲を爲せば、情状重しとして、一等も二等も重く
處分さる、その情状重き所爲とは、大抵左の如きものである。

- 一、人を監禁逮捕した上、殴打拷問等を爲したる場合。
 - 二、飲食を與へず、衣服を削ぎ、其他苛酷の所行を爲したるもの。
 - 三、それが爲め病氣を惹き起し、果して死に致したるもの、之れ
は殴打創傷の各本條に照らして處斷さる。
 - 四、人を監禁して置きながら、水害火事地震等の天災地災のあつ
た際にも係らず、其監禁を解かず、因て死傷に致したるもの。
之も殴打創傷殴打致死の各本條に照らして處斷さる。
- 不正に人を監禁する等は良民間には滅多に起らぬが博徒無頼漢の間
には、往々ある事で、仲間や子分が規約に背いた場合などには、繩
で縛り揚げ今でも水責火責にすのものがあつた、又は婦人を引き連れ

獸慾を遂げようとしても、其婦人が應せぬので、衣食を絶つて往生するのを待つ爲め、監禁する事もある、明治の髮結新三も未だに絶へぬやうである。

第六章 人を脅迫するの罪

脅迫恐喝とは、似たやうのものであるゆへ、一應之を説かねばならぬ、脅迫は現實に且つ直接に、今にも殺すか、火でも放けるやうな、勢ひを示し、人を恐れしむる行爲で、全く人を殺し火を放けるかといふに、眞底にはその決心はない、放火殺人をするかの如き決心を假裝するの行爲である、恐喝は現實且つ直接であく、未來に於て無形の害を加ふことをも包んで居て、口頭ばかりで恐喝は成り立つが、脅迫は口頭ばかりでは、罪とあらぬ、放火殺人をするかの如き勢ひを形ちに示すとの區別がある。

で脅迫の手段とするものは、刑法で限られて居る、人を殺すとか、殴打するとか、財産に害を加ふるとか、又は名譽を毀損するとかの行爲を裝ふに限られて居る、尤も現行刑法では、放火人殺しとの二つの手段に限るやうにあつて居て、一口に云へば、人を恐れしめて何かの利を得ようとするのである、が、脅迫によつて財産を取れば強盗とあるゆへ、單純の脅迫罪であくある、此點は注意すべきである。

脅迫の罪は、本人を脅迫するばかりであく其人の親族を脅迫しても同じく脅迫罪とある。

凡そ人を脅迫しようとする罪人は、其脅迫によつて何か利益する目的が、之に伴はねばならぬ、それゆへ、改正刑法草案は、脅迫して其人の義務のさいに係らず、之を行はしめたる場合をも規定し、犯人が脅迫により、何物かの利益を得れば、罪は單純の脅迫より重い

と規定した。たゞに、義務なき事を行はしめた場合のみであく、權利の實行を妨害した場合も同斷である、金貸が催促に出掛けて居つた際、債務者が脅迫して其金貸を追ひ返すなどは、恰も此の場合に相當して居る。

脅迫罪は親告罪であるゆへ、本人又は親族の告訴がなければ、罪は成り立たぬ。

第七章 墮胎の罪

墮胎とは死兒を生ませる事で、目的とする所は、即ち之である、その手段方法は、どんな事でも、構はぬが、大抵藥物を使用する、然し藥物施用の外にいくらも其方法あるゆへ、法律は之を一定せず、どんな方法でも墮胎の行爲さへあれば、罪として罰する。

妊婦本人も罪とされれば、之が頼みを受けて、墮胎させたものも罪が

ある實際に於ては、情夫の胤を宿し、面目あいと、生育の方法に困つて、墮胎するものが多い、其場合に情夫が情婦をおびやかして墮胎せしむる、其情夫は情状重きものとして、一等加重さる。

職務のあるもの墮胎せしめたる場合

醫師産婆藥劑師などは、職務のあるもので、此者等が、妊婦の頼を受けて墮胎せしめたる場合は普通人より又た一層職務に對して重し。

墮胎をすゝめて、そして妊婦を死傷に致し、篤癥疾に致したるものは、殴打創傷の本條に比較し、一番重き罪に問はる。

第八章 老幼者病者を保護

せざる罪

自活する者の身体の健全なき、幼者老幼者疾病者は、勢ひ扶養義務者

の保護を受けねばならぬ、此扶養義務者とは、民法親族篇の規定による、親子兄弟戸主の如きものである、この者が、右の自活し能はざる、幼者老者病者の保護を欠けば、仁義忠孝の道に背いたものゆへ、法律は決して許さぬ。

老幼者病者を遺棄したるもの

遺棄とは有意上の事で、老幼者病者を厄介に思ふて、家に歸れぬやうな處に捨てる事で、所謂捨子は此事をいふたのである、然し老者や病者は、家を知つて居るゆへ、何時歸つて來るかも知れぬが、一旦遺棄すれば直ぐに此の罪は成立つ、單に遺棄するばかりでなく、其家に居つても、食物も衣服も與へずば、實際遺棄と同様である、刑法草案は、此事も遺棄と同罪だと規定した、誠に至當の法律である。

給料を得て人の寄托を受け保護すべき義務あるものが、幼者老者

病者を遺棄したる場合は、全く言語同斷で、殺人行爲と言ふてもよい、法律は此者に對しては、假借せず一等重く處斷する。

遺棄又は保護を欠き因て死傷に致したるもの

それが爲め、病人あれば、不具者とある場合もあり、幼者老者は必ず餓死するは當然である、此極悪非道者を罰するに、法律は有期徒刑を以てした、著者は我が君子國の慣例より未だ軽いやうな心持がする。

幼者老者病者の遺棄あるを知つて官に申告せざるもの

俗に謂ふ掛合にあつては馬鹿々々しいとの輕簿ある了見より、捨子や病人の昏倒者、又は行倒れ人をどがあつても、見て見ぬ振りする奴の事で、少しばかりの手間日金を惜しみ、輕薄にも、それを構はぬといふは、同胞としての情がない、こんな者はいくらか懲らして置かずば、世は益々澆悻に流れるといふ所から、刑法は

之を輕罪として罰する。
遺棄して罪ある人は、必ず保護の義務あるものに限るゆへに、民法上扶養保護の義務なきものは、遺棄するも罪とあらず。

第九章 幼者を略取誘招するの罪

爰に幼者といふは、二十才未満の男女を指したので、略取誘拐とは幼者の監督者の承諾なしに、連れ出す事である、そして其目的は幼者を自分の奴婢とあす爲め藏匿するか、又は他人に交付する爲め藏匿するかの二つで、若しも其目的が幼者を醜業婦其他の營利的の事、人身賣買の目的とするか、又た幼者と結婚する目的に出でたるときは、其罪が一段重くなる。

たとへ監督者が承諾の上連れ出したとしても、其承諾が眞の承諾であく偽計威力を用ひられた爲め、止むを得ず承諾したのあれば、承

諾なしと同じとして此罪に問はるゝ、悉く禁錮以上の罪で、營利的で他人に交付すれば一等重い、又た之を外國人に交付すれば更に一等を加ふ。

本罪も被害者の告訴を待つて、受理すべき事件であるが、略取せられたる幼者が、後に納得し、正式の婚姻をしたる場合は、告訴の効はない、之を取消したる後に告訴すべきものである。

第十章 祖父母父母等の尊屬親に

對するの罪

長上のものに對して犯す罪で、感情の上からも、道徳の上からも、普通の犯罪より重く罰するの必要があるので、特別に條文を設けて罰する主義を採つた、此中にも自ら二つに分れて居る。
一、長上に對し謀故殺の罪を犯したるもの

之は前きに謀故殺罪の中に記いたゆへ此處に省く。

二、長上に對し、毆打創傷監禁脅迫遺棄誣告誹毀の罪を犯したるも

の

長上に對して、右のやうな罪を犯せば、凡人の刑よりは、二等も

三等も重く處分さる。

三、長上に對し衣食を給せず其他奉養を欠くの罪

子孫欠奉養罪とはこの事で、前に幼老遺棄及び保護を欠いた罪

と性質は同じであつても、長上に對するといふ點より、最も重く

處分さる、勿論子孫といふ身分があつては、之が犯罪は成立たぬ

ゆへ、構成條件に差はあるも、事柄は同じである、子孫として長

上に奉養を欠くは、國家道德の組織を根本より破壊する行爲とい

ふので、刑法は一步も假借せず、之を罰す。

四、長上に對する犯罪には刑法の恩典を與へず。

普通人の犯罪は、其情狀によつては、一等或は二等を減するの恩典がある、之は刑法の大原則よりしても、成るべく犯人を悔悟せしめて、忠良ある臣民とあしむたいが爲めで、一旦罪を犯しても其場合の情狀に依り、多少恕すべき點があると思れば、其犯人の刑を減じて、國家の有り難き事を知らせ、悔悟せしむる主義であるが、祖父母父母等の長上に對してまで、罪を犯すやうな、酷薄無道の人間には、此減等の恩典を與ふる必要なく、出來るだけ、極刑に處したいとの主義より來たのである。

第十一章

猥褻姦淫重婚の罪

猥褻を俗にみだらといふ、これには公然猥褻の所業を爲したものはかり罰する罪と、秘密に此所業を爲したものを罰すると二つに分つ事を得る、第一の公然の猥褻罪の中には、男女の關係以外の事も含

んで居るが、秘密の猥褻罪の方は、必ず界女生殖器に關する、強姦や重婚は後の部で、秘密に行つても罪とある。

一、公然猥褻の所爲を爲したるもの

公然といふ以上は、人の見て居る場所、左ふくども、人の耳目に觸るべき場所ゆへ、私人の宅にても、店先往來公開の場所は無論公然と言ふが至當である、此場所で、男女が交接するは勿論、男子一人女一人のみにても、猥褻の事をすれば、罪とある此他猥褻の所爲に付ては、著者の言を待たずとも、讀者の明察にて合點せられよ。

二、春書を賣買するもの

刑法の條文に依れば、猥褻にわたる文書圖書とあるゆへ、春書のみに限らぬも、先づ多くは春書ゆゑ、斯くは標題をかいたので、これもどんぢ文書であるかは、讀者の明察に訴へ、著者は餘り説

明せぬ、此の文書圖書賣買も公然の部に入つて居るゆへ、店先に陳列するとか、郵便で頒布すといふ、兎角上を恐れざる所爲に出でたとさ始めて罪とある。

公然猥褻罪として罰せらるゝのは、以上の二つであつて、あとは秘密であらうがあんであらうが罪とある、而して此公然猥褻の罪は、被害者や親族の告訴なくとも、直ちに罰せらるが、後に説く猥褻姦淫重婚の罪は、告訴を待つて後ら罰す、之を法律語で、親告罪といふ。

三、十二才未滿の男女に猥褻の行爲を爲したるもの

十二才未滿の男女にみだらの事をさせば、一月以上一年以下の重禁錮と貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處せらるゝ、猥褻といふ事は交接よりは意味廣し、交接も入つて居るが、交接をせざるまでも生殖器に關する行爲を爲せば、猥褻罪とある、これは十二才未滿の

男女で、また何の丁見も出でぬ頃であるゆへ、承諾の上でも、此罪は成り立つ、若し承諾せず暴行脅迫を加へて、此の罪を犯せば丁度其罪は倍だけ重くある。

四、十二才以上の男女に對し暴行脅迫を加へて、猥褻の所行に及びたるもの

十二才以上のものは、多少猥褻の何者たるを知つて居る、それゆへ、双方承諾の上に猥褻の行爲に及べば、所謂和姦私通といふもので、法律の關係する所であり、それゆへ十二才以上のものに對しては、暴行脅迫を加へたとき、始めて罪とある。

五、強姦及び幼女姦淫の罪

強姦は女に對してのみ成立ち、女より男を強姦するといふ事はあきまものとあつて居る、前きに述べた、暴行脅迫で十二才以上の男に猥褻の所行を爲したと殆んど同じ様であるが、前にもいふ通

り猥褻といふ事は、交接とは意味が違ふ、強姦は腕力、即ち暴行脅迫といふ點は同じであるが、交接を目的とする一方である、之が區別すべき點の一点、又一つは猥褻罪は男にも女にも行ふ事が出来るが、強姦は男が女に對してのみ成立つ罪との區別がある。

で強姦といふ以上は、男の生殖器が女の生殖器内に没入して、交接の目的を遂げなければならぬ男根が女の隱部に没入したばかりでは、未遂罪とある、しかし或る人は、没入したばかりでも強姦罪成り立つといふて居る、其説の善悪は兎もあれ、輕懲役に處分さるゝ。

十二才未満のものを姦淫したのも、強姦と同罪である、こゝに姦淫といふは、交接の目的を以て、幼女の隱部に没入させた事をいふので、姦淫といふ語は、強姦と違ふゆへ、幼女が承諾した上でも此罪は成り立つ、若し幼女を強姦すれば、一等重くあつて重懲

役とある。
薬酒を飲ませて、昏醉せしめ、又は精神を錯亂せしめて、姦淫したるものも、強姦と同罪とある。

以上の犯罪の爲めに死傷に至らしめたるべきの處分

十二才前後に係らず暴行脅迫を加へて、怪しからぬ所行に及び、又強姦をしたる爲め、負傷させた場合には、毆打創傷の重き罪によつて處分される、若し癡篤疾にあれば、有期徒刑、死ぬれば死刑に處せらる、これは隱部の負傷ばかりでない、被害者の身体あれば、何箇所を怪我しても本罪は成立つ。

五、淫行を媒介したるものゝ處分

いろの取り持ちと一口にいふものゝ處分で、これも十六才以上になれば、春心は充分のものと見て、法律は干渉しない、しかし、十六才未満の男女は、また淫事の何者たるを知らぬに、この取持

をして、交接せしめたるものは、一月以上六月以下の重禁錮にある。

六、有夫姦の罪

これは俗にいふ間男罪の事を規定したので、男も女も二年以下の重禁錮とある、さて昔よりやかましい罪で、本夫が之を糺した事もあつて、重ておいて四つにするを定め、本夫次第のものである、今も同じ事で、裁判所でも本夫が告訴しなれば、決して取上げて裁判をせぬ、即ち告訴権を本夫に任して、親告罪とした、其の理由は、本夫の面目次第であるゆへ、暗の耻を明かにしようと、暗から暗の中に、曖昧に付して仕舞ふとも、其れは本夫の勝手次第としたのである、どうせ性根の腐つた女だ、黙つて離縁すればそれで可いといふ胸の廣い男の爲めには、告訴をせぬ方がよかる。

たとへ告訴をしようと思ふても、妻の間男して居る事を承諾して

自分も何かの利益の爲め、其間男罪を許しておく本夫は、告訴の資格はない、昔はよくあつた、夫婦共謀の美人局などの事である。

七、重婚の罪

配偶者のあるものが、それにも構はず、重ねて他のものと結婚をすれば、重婚罪とあつて、二年以下の重禁錮と、五十圓以下の罰金を申し付かる、結婚式さへ挙げれば此罪が成り立つので、新夫婦合衆せずとも可い、女ばかりでなく男が女房あるに係らず、他の女と夫婦にあつても此罪は成り立つ、も一つは、最初の配偶者とは、必ず、戸籍役場に届出である夫婦間に限る。

第十二章 人を誣告するの罪

誣告するとは、無垢の人を、さも悪事を爲したかの如くに、全く不

實の事を告訴告發する事で、其目的は無垢の人を罪に陥入れようとするのである、故に其不實の事は、必ず刑に觸れる事を告訴告發をせねばならぬ、それゆへ、殆んど偽證罪と等しきものとある、依て刑法は誣告人の處分を偽證罪の刑と同じくした。

誣告者が、被告人を處分する前に、自首すれば、本刑を全免さるゝ事がある、處分上に付ては、偽證罪と全く同じであるゆへ之を省く。誣告罪の共謀者として、罪とあるは、教唆者從犯であつて、其他のものには之に共謀しても罪とはならぬ。

これに付て大審院の判例二三を擧げよう。

一、誣告罪は告訴人の外他に實行正犯人ある事あり、而して告訴人と共謀し告訴狀の作成に加功したる所爲は從犯あり

(三十年四月大審院判決)

二、誣告罪は被告人の外他に實行正犯あることあり、而して告訴人

と共謀し其代人となり、告訴状を検事に提出したる所爲は従犯あり。

(三十年七月大審院判決)

三、誣告罪は告訴者本人の外、他人に於ては教唆者を除き有形上の正犯あるべきにあらす。故に告訴の實行者にあらす、又教唆者にもあらすして、單に共謀したりとの事實は法律上罪とあらす。

(二十七年十月大審院判決)

四、誣告罪は事實の事を官に申告するに由て成立す、従つて告訴状の效力の如何は此犯罪の成否に關係せず。

(三十五年十二月大審院判決)

第十三章

人の名譽を誹毀するの罪

他人の惡事醜行を摘發して、社會に發表する行爲は、即ち誹毀罪である。その惡事醜行は有つても無くても構はず、敢て亦た刑法に觸れた行爲にも限らず、甲は親の帳尻を胡麻化して、遊女場通ひをしたといふ事は、親の金ゆへ、敢て刑法にも觸れぬ、が、兎も角惡事醜行には相違ない、其人の赤面する事であれば可い、其人の赤面する事を、社會に發表すれば、甲に其行爲あつてもあつても、發表した人は、誹毀罪とある。

然し社會に發表する手段は、公然であければならぬ、公然とは、多衆に公表する意味であるから、公開の演説は無論、文書圖書を以て配布しても公然である、演説會場を別に設けずとも、自然に多數

集まつた場所あれば可い、芝居に仕組んでも、木偶に作つても、公然發表すれば、此罪は成り立つ、但し新聞紙條例で、新聞紙又は悪事醜行が某々に確しかに有つたとの證明さへ立てば、公然發行しても無罪とある。

死者に對して誹毀の成り立つには、全く誣罔に出たのでなければ誹毀罪は成り立たぬ、即ち死者に夫れだけの悪事醜行があつて見れば、此罪は成立たぬとの事である。

第十四章 隱私漏告の罪

これは隠くして置いて呉れと頼まれた事を社會に發表する罪で、普通人同士には成立たぬ、一方に犯人とある人は、資格ある人を要する、即ち醫師、藥商、産婆、辯護士、神官、僧侶等が、其職務上依頼を受けながら、依頼人の秘密を發くとき此罪が成り立つ、例は、

妙令の處女が、子宮病に罹り、醫師に慎黙を依頼したるに係らず、其醫師が人に發表すれば、此罪に問はるゝ。

但し裁判所で必要の爲め、訊問するときは、言ふても構はぬ。

新刑法草案は、人民侮辱罪を規定した、それは忿ん事であるかといふに、草案二百七十一條に悪事醜行を摘示せずと雖も、公然人を侮辱したるものは、云々と規定しある、悪事醜行を摘示せずして、公然人を侮辱すとは、公衆の中で、此馬鹿野郎間拔野郎と悪口する事で、現行刑法の上ではたゞ、馬鹿間拔ばかり言つても誹毀罪とあらぬ、尤も官吏の前で、馬鹿間拔といへば、官吏侮辱とあるが、私人同士では、何の犯罪も成り立たなかつた、それを今度は罰する事にしたのは、人民の智識進歩の今日、人の品位も高まりて、斯る悪口雜言は人間の口にすべきでないとして、品位維持上と、感情上より規定した犯罪であると思ふ、即ち人民には誹毀罪はあつても

侮辱罪はあく、侮辱罪は官吏に對する、敬禮を失つた罪であつたのを、人民間も相當の敬禮があつてはならぬ、即ち人民侮辱罪を認めないのである。

誹毀は和談によりて如何にあるか、告訴を待つて罪とあるものゆへ私和により消滅す。

第七編 財産に關する罪

第一章 竊盜の罪

竊盜に限らず、總て盜といふ罪は不正に他人の所有物を奪ふ所爲である、奪ふといふ以上は、其物を所有者の手を離して、犯人の手に移さざれば、奪取といはれぬ、故に不動産は竊盜の目的とはならぬこの不正に他人の所有物を奪ふとは、取る理由なきに、他人の物を我が有とあすの所爲で所有者占有者監督者を脅迫し、暴行を加へて所有物を奪ふのを強盜の罪とし、單に犯人の有とあすを竊盜とした故に竊盜と所有者との間に暴行脅迫の關係なく所有者の承諾なしに即ち不正に動産を奪取する行爲とある。

盗人が人の所有物を奪ふにも、種々様々の方法はあつたが、他人の家に忍び入り竊むものと、屋外にあるものを盗むものと分れる、又た

晝夜の區別にする事も得る、或は火事災難の場合を付け込み窃むものもある、法律は一々其方法によつて、規定はせざるも、情状の重きものと輕きものとを二三區別しある。

一、單純なる窃盜

これは普通行はれる窃盜で、一寸人の家に行つて、其所有物を窃取するやうな事と、彼の、ペリなど、普通の窃盜である、現行刑法は四年以下の重禁錮としたが、これでは輕る過ぎ濱の眞砂の盡きる時があいとて、草案は十年迄の懲役とした、その代り窃盜の種類を認めず、其情状を察して、十年迄として、判事に餘裕を興へた、現行法は詳しく區別を立て、種類を擧げたゆへ、今之を列擧しよう。

二、兇變に乗じたる窃盜

水難火事震災等の事變のあつた際、親切をなしに、人の荷物を運

搬し、そして其を盗むをいふので、こんな場合には、何人も油斷をするもので、たとへ油斷はせずとも、うろたへるものゆへ、うっかり親切のものだと氣を許すが多い、其を付け込むは、甚だ悪むべき窃盜であるとして、單純なる窃盜より罪を重くしたのである

世に謂ふ火事場稼といふ奴の類であるう。

三、門戶牆壁を踰越損壞し又は鎖鑰を開きて入窃盜をさせしもの

他人の垣根を乗り越へ、又は之を破り、或は邸宅倉庫の鎖鑰を破つて中に入り、窃盜を爲したものと、事「一寸くら持」やスリをどより餘程物騒のもので、兇器も持て居るたろう、時によつては強盜と變するたろう、こんな窃盜は頗る情状の悪むべき點あるが故に、單純窃盜より重く、兇變に乗ずるものと、同様に處分するのである。

四、共謀窃盜の罪

之は窃盜の種類でもなく、其方法が違ふでもない。前の二場合の窃盜が、一人であく二人以上共謀して、兇變の際に窃盜をなし、門戸を越へ破り、鍵を開いて窃盜を爲したるもの等の處分法で、この共謀に係るときは、各々一等宛を加ふとの規定である。

五、兇器を携帯せる窃盜

兇器は人を殺すに足るべき刃物の事で、今日は鐵砲も兇器の中である。此の兇器を持つて、人の住居する宅へ、窃盜に入りし犯人は、以上のものより、ズット其情重きものであるゆへ、窃盜中では、一番重き十年位の懲役に處す。

六、窃盜に準ずるもの

他人の所有物を盗むのではない、其物は自分の所有物に相違なきも、典物として、他人に預けたもの、又た官署の命令、例は執達吏が來て、封印したるものを、窃取すれば、犯人の所有物でも窃盜

罪と同じに論じらるゝ。

七、田野に於て米穀其他の作物を窃取せしもの

農家にては、作物を田野に積んで置く事がある。稻や麥や野菜などは成熟したからとて、直ぐ残らず、倉入するとは限らず、これを盗むは造作もない。しかし高の知れたものである、で刑法は之を軽く罰して居る。

八、牧場の畜類を窃取したるもの

牧場には番人を置いてあるを例とするも、其番人の目を盗すんで牧場内の畜類を窃取する事がある、之れも牛馬とあれば高値であるが、情状は田野盜と同じとして二年の禁錮位に止めてある。

九、窃盜罪に關する特別處分

明治二十三年の法律第九十九號は、窃盜の特別處分法を規定して屋外盜田野盜にして贖物の價五圓に満たざるものは、重くても二

月の重禁錮に處すとある、五圓以下の物に限らず、田野盜屋外盜は五圓以上でも、未だ其目的を達せざるものは、右と同等二月で済む。

十、親屬間の竊盜

親子祖父母孫配偶者、及び同居の兄弟姉妹間では、竊盜をしても無罪である、之を罰すれば、却て一家の平和を破るといふ處を酌量して無罪としたのも、親が子の物を取り、子が親の物を取つても、互に其は無罪である。然し他人が其取つた財物の分配を受ければ、其他人だけ有罪とある。

十一、竊盜に關する實例

一、自己の家屋内に人の遺忘したる物品を發見し竊かに之を取りたるもの。

自己の家あれば、其遺忘者の誰たるは知つて居る、之は遺失物ではない、他人の所有物たるは當然であれば、之を竊盜とするは當然で、遺失物拾得の罪とはあらぬ。

二、露店より竊取したるは、屋外ありや屋内ありや

露店は家屋でもなく、建造物でもない、よつて屋内竊盜とはあらぬ、無論屋外であれば、若し五圓以下のものを取つたとすれば、二十三年九十九號の特別處分を受ける。

三、人の遺骨を盗みたるもの

遺骨は金錢に換ふる事を得る物である、されば亦た一種の有價物である、依つて之を盗めば、竊盜罪は成り立つ。

四、委託貯藏品を費せば、委託物費消あるか、竊盜あるか

之れは其時の場合即ち事實如何に依るもので、一概にいふ事は出来ぬも、嘗て大審院は、之を以て竊盜罪ありと判決を下した

る事もある。

五、借用證書を盗んだるもの

借用證書は、商法上の有價證券ではないか、有形有價の物件である、之を盗めば窃盗とある。

六、借金を返済すと詐り、債権者より證書を出さしめ、直ちに口中に入れて、噛み破りたるもの

確たる理論の徴すべきものなきも、大審院は之を窃盗罪とした。

七、夫が預りたる金銭を妻が其情を知り盗んだ場合
夫が他人より預つたものであるとの情を知つて窃取したる以上は、夫のものを取つたのでなく、他人のものを取つたのゆへ、

窃盗罪とある。

第二章 強盗の罪

強盗は前の窃盗の場合に一言せし通り、暴行と脅迫を財物奪取の手段として他人の所有物を取る行為で、強ちに兇器を携帯せずとも可い、被害者が、暴行脅迫に恐れて、危す所を知らざるやうにあれば其脅迫は目的を遂げて強盗とある、暴行の方は、盗人が腕力を加へて、被害者の抵抗力を失はしむるのであるゆへ、心中に恐れを抱かずとも、既に身体の自由を失つて居るのであるから、之も強盗とある、處分は無論懲役である。

此の強盗にも加重すべき種類がある。

一、二人以上の共謀及び持兇器強盗

犯人が二人以上連合して、強盗を爲せば、一人にて入りしよりは一等重くあり、二人以上にて、兇器を携へて入れば、二等重くある。

る、危険愈々迫るからである。

二、傷人及び致死の強盗の罪

大抵の強盗は兇器を携へて来る、で家人を脅迫し暴行を加へても財物を渡さざるときは、家人を傷ける、其結果家人を死に致す場合も世に随分ある、強盗が人を傷けたのみならば、無期徒刑あれど、人を死に致せば、たとへ殺す氣でなくとも強盗を死刑に處す

三、強盗強姦の罪

強盗が婦女を強姦したる場合には、強盗罪と強姦罪の數罪俱發とあるや、どうかといふに、刑法は之れを俱發とせず、一罪として別に重き刑を科した、それゆへ、強盗が強姦をしようとして、強姦を遂げざるときは、財物を奪つたとて、強盗の既遂である、強盗強姦の未遂犯とある、之を例ふれば、強姦のみでは、重懲役であるが、強盗強姦の未遂とすれば、有期徒刑で一等重い、更に

強盗強姦の既遂とすれば、無期徒刑とあつて又た重くある、右のやうに、區別あるゆへ、之を強盗強姦の未遂として論じ、犯人を懲らすのである。

四、強盗に準ずる窃盗

窃盗が財物を奪ひ取り、家人か警官に見付けられ、其財物を取り還されてはあらぬと、臨時に暴行脅迫を加ふれば、其實体は窃盗でも強盗として論じらる。

今一つ強盗として論じらるゝ窃盗は、藥物其他の麻醉物を飲ましめて、人を昏迷せしめ、其の最後忘却に乗じて、財物を奪取するものは、之も強盗として其罪に問はる。

五、強盗罪の目的物

強盗罪は窃盗の如く、必ず他人の所有に係る物を取ると少し差がある、自己の物でも他人の占有に屬するか、差押にあつて居るも

のを、暴行脅迫を加へて、奪取すれば強盜の罪とある。
六、強盜に關する實例

二、怨恨ある人を殺し、其場で盜む了見起り物を取りたるもの
本來よりいへば、殺人罪と竊盜罪との數罪俱發であるが、其殺
人行爲中に物を取る了見を起したといふ點より大審院は明治三
十五年二月の判決に於て、強盜殺人罪とした。

昔しは武士同士で、怨恨を含み相手殺して其藩を逐電するに
當り、行き掛けの駄賃として、物を取つて行く、卑劣な武士が
澤山あつた。

二、家人を撲つ了見なくとも、金を奪ふ爲めに、家人を傷つけた
るもの

強盜は始めより暴行脅迫で、物取りをする行爲なれば、家人を
打つ意思なくとも、人を傷つけければ、強盜傷人の罪とある。

第三章 遺失物埋藏物發見

に關するの罪

遺失物とは道路其他に所有主の知れざる物件の落ちてあるもの、事
埋藏物とは人の目に付かぬ場所の埋没してある物件の事で、之を發
見し拾得したからとて、其れが爲めに罪とあるのではない、其物品
を拾得したる事を所有主に知れても還さぬとか、又は所有主が知れ
ざれば、官に届出でないて、怨の爲めに隠匿するので罪とある、漂
流物を拾得しても同じ理で罪とある。

埋藏物を掘り出して隠匿するも、自分の所有地なれば、其人の物と
して、隠匿するも罪とはあらぬ、他人の所有地内に掘り出し、之を
隠匿したる場合に始めて罪とある。

此の二罪共に三月内の重禁錮と二十圓内の罰金である。

一、本罪に關する實例

一、拾得の證書を以て金員の取立をなしたるもの
 詐欺取財の性質を帯びて居るもの、之は遺失物隠匿の結果であらば、詐欺取罪の罪であく、遺失物隠匿の罪とある。

二、銅貨と思つて銀貨を受取つたを、其まゝ隠匿して還付せざるもの
 之は詐欺でもなく、拾得でもなく、竊盜でもない、つまり法律に明文なき無罪である。

三、五百圓の證書を拾ひ、後ち其賞として多分の報酬を得んが爲め千五百圓として偽造して、持主に返還したるもの
 遺失物拾得と、證書の偽造變造とは、全く其罪質を異にするゆへ、却て一の文書變造の罪とある、遺失物は拾得によつて罪とあるにあらず、之を隠匿して始めて罪とあるゆへ此場合は遺失物隠匿の罪あり。

物隠匿の罪あり。

第四章 家資分散に關する罪

今の民法では家資分散といふ事はなくあり、悉く破産とあつた。しかし同じ道理で、此の破産の際、債権者を害するの目的で、財産を隠匿したり、無き借財も有るやうに帳面に記載し、又た必要の帳簿類を藏匿毀棄したり、それに又た、債権者の一人にのみ澤山借財のあるやうに私事をするものは、罪とあつて、刑法上の處分を受けるこれらの私事を行ふ事を知つて、そして虚偽の契約を結んだものも同罪である。

第五章 詐欺取財の罪

一、數多き犯罪の中、詐欺取財ほど、度々行はれるものは他に多く

は、い、畢竟人民が眞而自に職業に就かざる結果で、私印私書偽造罪と相並んで、どれ程其件數が多いか分らぬ、如何なる犯罪でも、罪人を多く出すは國家社會に取り、不吉の現象であるが、私印私書偽造を詐欺罪の多きはと、悲むべきは、これは社會に情民の多くある證據で、文字ある狡猾ある而かも正業に就く能はざる、不良の徒の爲す仕業である、強盜盜の如き勿論悲むべき惡むべき罪人ではあるが、詐欺取罪に比すればまた其數は少い、況や毆打罪の如きは、正業に就いて居るものでも、僅かの行違より生ずる場合あつて、必ずしも不良民とも限らぬ、然るに偽造罪詐欺罪を犯すものは、どちらかといへば、多少文字もあり智識もえるもので、随分人の上に立つて、一門の人間でありあり乍ら、正業のあき所から、此罪を犯すべく墮落して仕舞ふ、此罪の増すは、益々世が澆季に流るゝ徴候と謂はざるを得ない。

詐欺とは人を欺罔して錯誤に陥らしめ、因て財物證書類を騙取するの行爲で、欺罔とは或る手段を設けて、他人の意思を誤らしめ、そして其の誤つた通りに決意せしむるの所爲で、其手段はとんち事でも構はぬ、之にも二つの種類あつて、犯人より進んで錯誤を來たしむる場合、即ち積極的に詐欺する場合、多くは之れで、例ば貴人の名をかたりて、多分の寄附金を募るやうのもの、又た他人の錯誤を利用して、詐欺する消極の場合例へば、立派の衣服調致を装つて居るゆへ、定めし金満家の主人公であるたろうと丁寧に取扱へば、何ぞ圖らんや一文おしで結果は無錢遊興あとの如きとの二種類ある。兎に角人を欺いて財物證書類を騙り取る所爲一般を總稱していふたので、嚴格に調査すれば、眞面目の商人中にも、品物を賣り乍ら、詐欺をやつて居るかも知れぬ、尙は一層極端に論ずれば、言行一致せずして、財物を得るものは、總て詐欺の行爲とあると言つても可

ありであらう。

詐欺罪の中に、恐喝取財といふがある。恐喝とは、未來に無形の害悪を加ふべしと人を威嚇し、恐怖の念を起さしめて、財物證書類を騙り取るもの、例は親の金を持ち逃げした放蕩息子を捕へて、分配しなければ、親元へも官へも申告するぞあとと、をせかして、其金の幾分を取る如きを、恐喝取財といふので、寧ろ之は強盜である、夫れゆへ新刑法草案は、強盜罪の章下に規定して、暴行以外の脅を爲して、人の動産を奪取したものと同一ひ、詐欺罪より之を分離して規定した。

詐欺罪は、多くの場合に文書偽造と牽聯して起るゆへに、數罪俱發とあり、重き文書偽造罪に依つて處斷される場合が多い。以上は純然たる詐欺を説いたが、之に準じて、詐欺取財と看做す犯罪もある以下之を述べよう。

知慮淺薄者精神錯亂者と財物證書類を授與せしめたるもの

幼者の知慮淺薄あるに乗じ、又は人の精神錯亂したるに乗じて、財物證書類を己れに渡さしめたるものは、亦た詐欺取財を論ずる之れは民法上、取消し得べき行爲である、しかし刑法では民法で取消しても、一度犯した犯罪は取消とあらぬゆへ、當然罪人である。

物品賣買の際物質を變じ分量を偽りたる行爲

例は商人が物を販賣し又は交換するに當り、見本とは丸で違ふ現品を賣つたり、度量衡其他の器具を僞用して、分量を増減して、物品を交付したるものは、矢張り詐欺取財として論じらる。

二、冒認の罪

冒認といふ事は、他人のものを自分のものであると、人に誤信せしむる行爲で即ち他人の動産不動産を自己のものであるとして、

更に他人に賣却するか、交換する行為、又た之を抵當典物とあすの行為を冒認の罪として、詐欺取財罪を以て論じらる。たとへ自己の物でも、一旦他人に抵當典物とあしたるものを、欺き隠かくして、更に他人に賣り重ねて抵當典物とあせば、矢張り詐欺取財を以て論じらる。

三、委託物費消の罪

他人より預つた財物、借用物、業務として他人の爲めに占有するもの、典物として預つた物、其委託を受けたる金銭物品を、費消したることを、委託物費消罪といふ、委託物とは如何なる名義にても構はず、他人の爲めに占有して居る物で、自己の所有物ではない、然し人が忘れて居つた物などはこゝに委託物ではない、明かに示して托したるもの、それと爰にいふ費消といふ語も事實上品物を失つて、返還する事の能はざる程度に至つた事で、日用品

の如き日々費消するもののみでは無いが、不動産の如く、事實費消といはれぬものは、委託物費消罪の目的物とあらぬ、それは冒認罪されば、不動産も目的物とある、新刑法草案は此點を大に改正して、冒認罪と委託物費消罪の區別が不明である、爲め總て横領の罪とありて、他人の爲めに占有して居る動産不動産を、自己のものゝ如くに處分したるものを廣く一般に罰する事とした、此點頗る草案は明瞭と思ふ。

四、詐欺取財に関する實例

- 一、収入印紙の貼用なき證書を騙取したるもの
印紙貼用なしと雖も、當事者にては、效力あるものなれば、従つて之を騙取すれば、財物證書類を騙取したると同じ、詐欺取財を以て論ず。

二、金持ちしく人に見せ掛ける所爲

資産なきにも係らず、あるものゝ如く見せ掛け人をして信用せしめ、因つて飲食するは、詐欺取財とある事あるべし、之れ即ち欺罔の所爲あり。

右の理に依り、外國人などは、日本人の事情を知らぬに附け込み、資産あるものゝ如く、見せ掛け、日本人より物品金圓を詐取する事あり、たとへ日本人は全く信じて、自分より、金品を呈したりとするも、詐欺取財は當然成り立つ。

三、封印を爲し一個とあして奇托したるに、其封印を破りて其中の物を取れば、窃盜罪あれど、無封印の一の風呂敷包を預けたるに、其中より品物を取れば、それは窃盜であく、委托物費消罪とある。

(三十一年一月大審院判決)

四、他人の物を他人の物ありとして販賣したるは冒認罪ありや

冒認罪は他人のものを自分のものとして販賣する行爲である。然らば他人の物を矢張り他人のものとして販賣するは冒認罪であく詐欺取財である。

五、甲乙の訴訟があつた、乙は被告で、到底甲に勝つ能はざるを知り、丙者をして甲に説かしめ、取下願を巧みに甲より乙は受取りたる所爲

之は權利義務に關する書籍には相違なきも、其手段にして騙取にあらざる以上は詐欺取財とあらぬ、本罪の如きは、丙に説かしめたるに過ぎずして、騙取にあらず。

六、後見人が被後見の財産を賣却したる場合
他人のものあるかゆへ冒認罪の如くあるも、後見人は被後見人の財産を監督し一面には委託を受けおるるれば、委託物費消罪とある。

七、代理人が代理權限を超へ、他人のものを本人のものとして販賣したる行爲

刑法上では本人と代理人とは、權限外に亘れば他人である。されば他人のものを他人のものとしたると同じあれば冒認罪ではない、純然たる詐欺取財である。

八、詐言を設け支拂ふべきものを支拂はざるもの
詐つて遣るべきものを拂はずといふに止まり、取財といふ事を以て無罪として判決さる

九、恐喝罪の成り立つ時期
恐喝は言語を以て、人を畏怖せしむるのである、然し一般に恐喝し得べきものあれば、被恐喝者の畏怖すると、せざるとは關係せぬ、其恐喝手段が人を畏怖せしむるに足るものであれば、其を恐喝したる際、此罪は成り立つ。

十、會社の重役は會社の財産に付き一切のものを保管する責任あり、刑法上の委託あるや

勿論重役の未だ知らざる會社の財産と雖も、其保管に任じてあるものあれば、之を費消すれば、委託物費消罪成り立つべし、これは、事實上の委託のみにあらず、右の如き法律上の保管も委託であるとの法理より來る結果である。

十一、流用してもよき金銭を費消したる場合
委託物費消罪は、流用し若くは費消し能はざる物を委託された時に成り立つゆへに、流用費消しても差支をなしたる委託物を費消するは、此罪は成り立たず。

十二、二重抵當の罪は、自分より進んで一番抵當あるとを欺隠せざるも可あるか
積極的に進んで欺隠せざるも、相手方が他、抵當をなしと思へる

を利用し、二重抵當とみせば罪あり。

第六章 贓物に關する罪

犯罪に因つて不正に得たるものを贓物といふ、故に冒認罪、委託物費消罪の如く物を得る事が犯罪であく、之を他に交付し費消する事が、犯罪とある行為の目的物は、贓物でない、又た、不正に得たる物件あるが故に、得る事は不正であく、其所爲自体即ち手段を禁じたる賭博淫賣によつて得たる金錢の如きも贓物とはあらぬ、次に、犯罪成立の要素とありたる、目的物あることを要するか故に、犯罪に因つて得たる物に代つたもの、例は盗品を賣つた代金は贓物であく、其盗品のみを贓物とす、最後に一旦贓物とあつた以上は、犯人が主觀的に免刑されても、贓物は贓物として矢張り贓物である、多くは強盜竊盜に因つて得たる物件、詐欺取財に由つて得たる物件も之を重

もとする。

其贓物たる事を知つて居ながら之を受け納め、寄贓故買牙保を爲したるものを罰するのである。

寄贓とは之を受け納むる事。

故買とは所謂ケイ、ツカヒの事。

牙保とは賣買交換の中立をする事。

第七章 放火失火の罪

放火は俗にいふ「ツケ火」で、故意に火事を出來す事、失火は過つて火を出す事、固より家を焼く考も亦にもあし。

刑法は火を放つて何々を焼燬云々と規定してあるが、この焼燬といふ語は、家屋物件の原形の大部分を失ふひ家屋として、又た物件としての存在を失ひ、使用に堪へざる程度に至らなければ、焼燬した

とは言はれぬ。

放火罪の種類を擧げよう。

一、人の住居せる家屋を焼燬したるもの死刑。

二、人の住居せざる家屋其他の建物を焼燬したるもの無期徒刑。

三、人の現在せる漁車漁船其他の船舶電車等鑛坑を焼燬したるもの死刑。

四、人の現在せざる前記のものは無期徒刑。

五、廠屋、納屋、山林田野穀類材木、柴草竹木を焼燬したるもの懲役。

六、自己の家屋を焼燬したるものは禁錮。

刑法草案は此他放火に付て種々犯罪を認め、自己の所有家屋建物と雖も、差押を受け居るもの物權を設定したるもの、保険に付したるものに係るときは、他人の物を焼燬したるに同じとの規定を設け

又た火災の際消防具を隠匿毀壞したるもの、及び妨害したるものは懲役に處す、更に火藥瀧罐其他激發すべき物品を破裂せしめて、家屋其他のものを毀壞すれば、放火失火と同じと論じ、最後に瓦斯電瀧蒸瀧の漏出せしめ、人命身体財産に危険を生せしめたるものは矢張り懲役に處すと附加した、交通機關の進歩せる今日至當の規定である。

失火に付て現刑法は二十圓以下の罰金であるが、草案は三百圓以下に値上げをした。

第八章 決水の罪

火と水との差のみで、決水はあは放火と云ふ如きもので、堤防を決潰し水閘を毀壞して、水を溢れしめて、家屋其他の物を漂流せしむる行爲あれば、天然の洪水や海瀧とは違つて、人が故意に爲す仕業

である、それゆへ罪とあるのだ。

一、堤防を決潰し、水閘を毀壞して、住居せる家屋を漂流せしむるれば、無期徒刑。

決潰とは、堤防を人力を以て切り割く事、水閘とは俗にいふ水門の事。

二、人の住居せざるものに係れば、懲役。

三、田圃鑿坑牧場あれば、之も懲役

四、他人の便益を害し、自己の利益を圖る爲めに、此の行爲を爲し、又た田園の水利を妨害すれば禁錮。

これは情狀前のもより重いやうではあるが、田舎の農夫や水車を所有して居るものゝ、仕業で、人畜を害するはとてなき爲め、斯くは一等軽くしたのである。

前記の罪が過失に係るときは、失火の例に準じて處分する。

第九章 船舶を覆没するの罪

海洋中にて、故意に船舶を衝突させ、其他如何なる手段を以てしても、人の乗載ある船を覆没せしむれば、死刑に處せられ、尤も所亡なき場合は一等を減せらる、又た人の乗船せざるものあれば、二等を減する。

第十章 家屋物件其他の財物を毀

壞し動植物を害するの罪

毀壞とは失火の如く、形を消滅せしむる行爲ではある、有り形を破壊して、元との分子にして仕舞ふ行爲、又た漂流の如く、其有り形のまま、他所へ轉ずるものでもない、其場に於て有り形を滅却する

の行爲である、家屋に付て云へば、家屋といふ有り形を破壊して元の材木に滅却して仕舞ふ行爲で、材木としては他所へ轉することを得るも、家屋としては、既に其形を失つた事である。
柱一本板一枚を破壊したのでは、家屋の毀壞とはあらぬ、未遂である。

一、家屋其他の建物を毀壞したものは五年以上の重禁錮。

二、牆壁園池の裝飾、田圃の圍障、牧場の柵を毀壞すれば、三月内の重禁錮。

三、植物を毀損したるものは六月内の重禁錮。

四、土地の境界を表したる物件を毀壞し、又は移轉したるものは六月内の重禁錮。

五、人の器物を毀棄したるものは六月内の重禁錮。

六、人の牛馬を殺したるものは、六月内の重禁錮。

七、其他の家畜を殺したるもの二十圓内の罰金、但し被害者の告訴を待つ。

八、人の權利義務に關する書類を、毀棄滅盡したるものは、四年の重禁錮。

第八編 違警罪

違警罪とは、其實行政警察の處分で、行政取締法上の便宜處分である。それゆへに、其取締に差支さへなければ、どこまでも之を追究して處分せずとも可い。例へば此土堤へ登るべからず登るものは違警罪に處すとの揭示があつたとして、甲あるものが、ふいと登つたとするに、巡查に咎められ説諭されたとき、以後を慎しむさへすれば敢て拘留科料に處する必要はない。こんな性質のものであるから、故意悪意があつてもなくとも、取締上に必要であると思れば罰する。刑法の原則として、有意であければ、所罰せぬといふが本來であるが、過失犯と違警罪ばかりは、無意の所爲でも罰するのである。然らば子供でも罰するかといふに、幼者は重罪輕罪でも宥恕さるゝ

のであるから、違警罪に限つて、處罰さるゝ所以もない。で違警罪は、刑法に規定されて居るもののみでなく、各地方の状況により、地方長官の定むる事もある。いよく以て行政上の取締たる事を證明する事を得る。此罪を犯したものは、即決裁判といふて、各警察署で裁判するのでそれに不服のものが、上訴するさい、始めて區裁判所判事の判決を仰ぐのである。違警罪を規定したる條文は澤山あるが、一讀し解る事あれば、之を省く。

違警罪の性質は上に述べたやうのものであるゆへ、新刑法草案は、刑法中に規定すべきものでないとして、之を行政官の自由に任かした、至當の事と思ふ。

實用刑法の解釋終

明治卅八年二月十九日印刷
明治卅八年二月十三日發行

定價二十錢

井上一堂
梓書上

著者

東京市神田區五軒町十六番地

岩崎勝三郎

發行者

大阪市南區安堂寺町四丁目百九番邸

井上市松

印刷者

大阪市西區北堀江上通二丁目

日の出民助

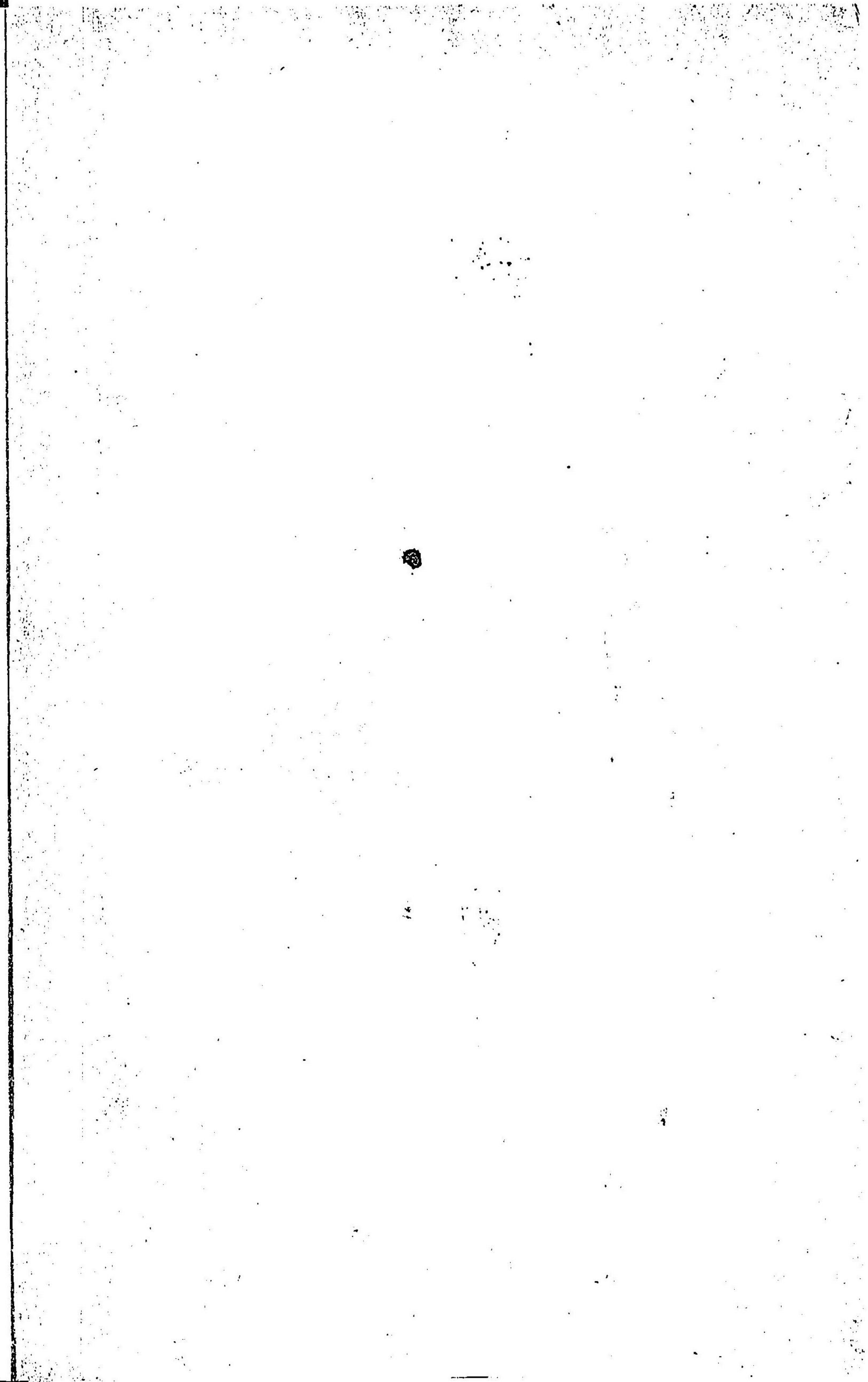
印刷所

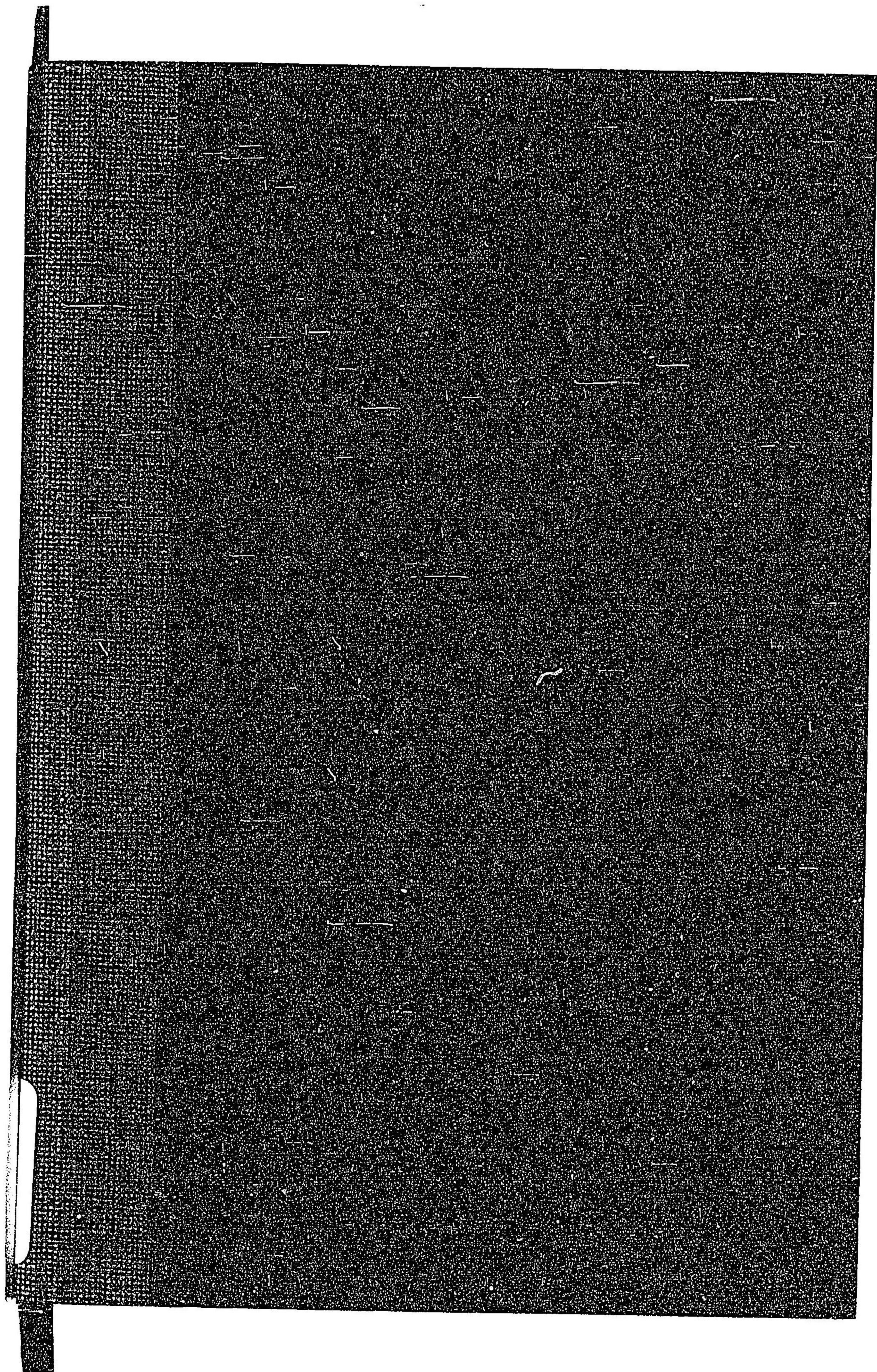
一書堂活版部

大阪市南區安堂寺町佐野屋橋南入

發行書肆

井上一書堂





特14

153

刑法解釈

岩崎 祖堂

国立国会図書館

035625-000-1

特14-153

刑法解釈 (実用早わかり)

岩崎 祖堂 / 著

M38

BBP-0177

